

## 平成23年第1回羅臼町議会定例会（第2号）

平成23年3月10日（木曜日）午前10時開議

### ○議事日程

- 日程第 1 議案第 6号 平成23年度目梨郡羅臼町一般会計予算
- 日程第 2 議案第 7号 平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第 8号 平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 9号 平成23年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第10号 平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第11号 平成23年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算
- 日程第 7 議案第14号 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 一般質問
- 日程第 9 議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第13号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第15号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第12 議案第16号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第13 発議第 1号 羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 日程第14 発議第 2号 羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 発議第 3号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 発議第 4号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書について
- 日程第17 各委員会閉会中の所管事務調査の件

### ○出席議員（9名）

議長	10番	村山修一君	1番	湊屋稔君
	2番	田中良君	3番	高島讓二君
	4番	小野哲也君	5番	坂本志郎君

6番 鹿又政義君  
8番 山下 崧君

7番 佐藤 晶君

---

○欠席議員（1名）

9番 松原 臣君

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	脇 紀美夫君	副 町 長	鈴木 日出男君
教 育 長	池 田 栄 寿君	監 査 委 員	浦 崎 頼 男君
教 育 委 員 長	石 川 勝 君	総務企画財政課長	寺 澤 哲 也君
総務企画財政課参事	佐 藤 行 広君	税 務 課 長	野 理 幸 文君
町 民 生 活 課 長	五十嵐 勝彦君	保 健 福 祉 課 長	渡 辺 憲 爾君
保 健 福 祉 課 長 補 佐	堺 昇 司君	地域包括ケア支援センター課長	斉 藤 健 治君

環 境 管 理 課 長	川 端 達 也君	水産商工観光課長	石 田 順 一君
建 設 水 道 課 長	高 橋 力 也君	建 設 水 道 課 長 補 佐	石 岡 章 君
学 務 課 長	太 田 洋 二君	社 会 教 育 課 長	中 田 靖 君
郷 土 資 料 室 長	涌 坂 周 一君	診 療 所 事 務 長	工 藤 勝 利君
診 療 所 事 務 課 長	対 馬 憲 仁君	会 計 管 理 者	嶋 勝 彦 君

---

○職務のため議場に参加した者

議会事務局 局長 久保田 誠君 次 長 大沼良司君

---

午前10時00分 開会

---

◎開会・開議宣告

---

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 議案第6号から議案第14号まで

---

○議長（村山修一君） 日程第1 議案第6号平成23年度目梨郡羅臼町一般会計予算から、日程第7 議案第14号職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの7件を一括上程します。

---

◎日程第8 一般質問

---

○議長（村山修一君） 日程第8 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

5番坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 通告に従い、一般質問をいたします。

質問テーマは3件、4点について、質問を通じて議論をしたいと思います。

最初に、羅臼町のまちづくりの方向性、まちづくり計画に関して2点質問をいたします。

1点目として、過日の新聞報道による羅臼町の人口減少率が管内で際立って高いが、その原因と理由、そして対策についてお伺いをします。

2点目、羅臼町住民の現在の健康課題と、その対策についてお伺いします。

次に、平成23年度予算案に関してお伺いします。

新年度予算は、一般会計で前年比較4.2%増の36億1,800万円、特別会計42.1%増の25億3,400万円、水道会計を加えた総額は前年比較15.6%増の64億9,000万円となっています。その上で、この予算の執行は、住民の生活に直接的かわりを持つものですから、新年度予算策定における重点施策、主要な施策についてお答えください。

次に、国民健康保険事業特別会計予算の概要が示されていますが、平成22年度決算見

込みと平成23年度当初予算を比較すると、国保世帯の平均負担額は1世帯平均で約3万6,000円増の37万5,000円、1人当たり平均で約1万4,000円増の14万5,000円となっています。率で10.6%アップです。加えて、当初予算対比で見ると、1世帯平均で4.1%アップ、1人平均で5.4%アップとなっています。これは当初予算ですから、決算では変化すると理解はしていますが、前年との比較で、国保税の町民の平均負担額はふえるのか、横ばいなのか、減るのか、その見込みについてお答えください。

次に、羅臼町非核平和のまち宣言に伴う新年度の具体的計画についてお伺いし、再質問を留保して終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま、坂本議員から3件の御質問をいただきました。

まず、1件目のまちづくり計画に関して2点の御質問であります。

1点目の、羅臼町の人口減少率が釧根管内で際立って高いが、その原因と対策についての御質問であります。

昨日の行政報告でも申し上げましたが、羅臼町の人口については、平成22年の国勢調査の速報数値で、前回調査よりも656人少ない5,884人で、率にして10.0%の減少となりました。要因につきましては、まだ詳細分析ができておりませんが、人口動態を見ますと、近年、出生者数より死亡者数が上回っていること、少子化の傾向が続く中にあること、学校の統合に伴い、教職員の減少も要因の一つであろうと考えております。さらには、漁業資源の減少に伴う漁家戸数の減少や、若年者の町外への進学、就職によるものなどによる流出が考えられます。加えて、商工業にあっても、公共事業の減少や地元購買力の低下等により、就業者数の減少が考えられ、今後は、早急に詳細分析を進め、人口流出対策を講じてまいらなければならないと考えているところであります。

2点目の、羅臼町の持つ健康課題と、その対策についての御質問であります。特に改善を図っていかねばならないものとして課題を挙げれば何点かございますけれども、まず、喫煙率の高さと肺がんの死亡率が高いこと、高血圧症、高血圧性疾患で医療機関にかかる町民が多いこと、子宮がん及び乳がんによる死亡率が高いこと、子供の虫歯が多いこと、子供も含め肥満者が多いこと、重度の要介護者、要介護3以上でありますけれども、増加していること、自殺死亡率が高いこと、軽度の発達障害の子供がふえていること、これらのことが考えられますが、今日まで個別指導も含め、健診の勧めなど、対策を講じてきております。各課題についての共通対策として、健診を含めた医療機関との連携と健康教育が重要と考えておりまして、今後も指導を続けてまいります。しかしながら、どの項目も、成果が出るまでにはかなりの時間を要するものと思われませんが、引き続き、保健師等による地域での健康づくり出前事業、広報等による健康情報の発信、健康相談に力を入れてまいります。

また、軽度の発達障害の子供についてですが、乳幼児健診での早期発見はもとより、園児、学童期において適切な療育を受けることができるよう、教育委員会、幼稚園、学校、

保健福祉課、子供発達支援センターのさらなる組織的連携と職員間の情報交換を行うとともに、23年度からスタッフを増員し、支援体制を強化してまいります。

2点目の、新年度予算に関して2点の御質問がありました。

1点目の新年度予算の重点施策についての御質問であります。平成23年度予算の重点施策は、診療所改築と安定した診療所の運営を図ることに最大の努力を図っていかねばならないと考えております。今後の診療所の運営につきましては、行政報告でも申し上げましたが、社会医療法人孝仁会と指定管理者制度導入に向けて基本合意をしたところであり、診療所改築につきましても、24年4月の開設に向けて準備を進めてまいります。また地域経済の活性化、安定した雇用対策を図っていくために、地域の資源を活用した産業の取り組みや、異業種が連携した商品開発の取り組みについて、先進的、モデル的手法を取り入れるための研修、人材育成を支援する施策事業を推進してまいります。

2点目は、平成23年度の国民健康保険事業特別会計における国保税の平均町民負担額についての御質問であります。

お尋ねの予算概要につきましては、予算の各項目をまとめ、前年度の当初予算額などと比較したものであります。23年度国保会計予算の歳出で多くを占めるのが、病院などの医療機関などに支払う保険給付費6億9,500万円と、高額医療のための共同事業拠出金1億7,100万円、そして、75歳以上の後期高齢者のための支援金に、およそ1億5,100万円となっております。それぞれ過去の支払い実績に基づき算定、試算されております。歳入における保険税については、歳出の合計から、国、道の交付金や一般会計からの繰り入れなどを差し引いた残りの分を現年度の保険税に求めております。また、その使用目的により、医療給付費分、介護給付金分、後期高齢者支援金分の三つに分かれており、それぞれ算出した合計額がその世帯の国保税として課税されます。

23年度当初予算の平均負担額であります。これは予算上の単純平均負担額であります。今年度は、1世帯当たりでは37万5,056円、1人当たり14万5,533円の計算になります。昨年度の当初予算と比較して、世帯割で1万4,868円、1人当たり7,418円の増となっております。この増額となっている要因は、歳出での介護給付金及び後期高齢者支援金の増額と、歳入における共同事業交付金の減額によるものであります。

なお国保会計は、22年度の3,000万円に引き続き、23年度も国保税増加の抑制と国保財政の安定化を図るため、政策予算として22年度当初予算よりも500万円多い3,500万円の一般会計繰入金を予算計上しております。また、国保事業の財政基盤安定のために、22年度において2,000万円を国保財政調整基金に積み立てし、これらの活用を図りながら保険税の抑制を図ってまいります。

いずれにいたしましても、健康づくりと健診による疾病の早期発見、早期治療が医療費の削減につながり、結果的に保険税の軽減につながるものと思っておりますので、健康診断受診を強く進めてまいりたいと考えております。つきましては、4月以降、国保加入者の人数及び所得状況の確定後に課税計算を行うこととなりますので、御理解を賜りたいと

存じます。

3件目は、非核平和のまち宣言に伴う具体的な計画についての御質問であります。この御質問につきましては、昨年、第3回定例会でも質問をいただきました。このときに御説明した計画として、現在、町内外に向けた非核平和宣言に伴う啓発事業として、町のホームページに宣言文を掲載し、啓発を行ってきております。また、今月中に、役場横の啓発用鉄塔に、非核平和のまちの懸垂幕を掲げる予定となっており、今後とも適宜、適当な場面において、平和についての啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 再質問いたします。

初めに、羅臼町の非核平和のまち宣言に伴う具体的計画についてでしたが、懸垂幕は昨日着きました、私も確認しています、あの懸垂幕をつけている期間については、どのくらいで考えていますか。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 鉄塔の張る面が何点かしかありませんので、その都度、羅臼町として啓発をするものが、その時期来るとありますので、それを外した後にまた掲げるというようなことをしていきたいというふうに考えております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 懸垂幕ができたということについては喜ばしいというふうに思いますが、私は、非核平和のまち宣言のアピールとしては、取り外したり、つけたりということではちょっとやっぱり弱いかなというふうに感じています。やはり他町と同じように、常設のポール看板、役場前とか診療所前とか、あるいは、前回もお話しましたが、羅臼町に入るところとか、そういうところに、主要な位置に設置すべきというふうに考えています。ぜひ、検討をしていただければ。

次に、子供たちへの当町の平和教育の現状、どうなっているか、お伺いしたい。これ、教育長でしょうか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 当町における、学校教育における非核平和教育というようなことのお尋ねでございますけれども、これにつきましては、現在、学習指導要領に基づきながら、発達段階に応じた教育課程に定める学習を推進しているところでございます。

各学校によりまして、多少の時間的な差異や取り組みの差異はございますけれども、5年生では、道徳の時間に世界各国の子供の写真を授業で使用しながら、子供の権利状況について1時間、同じく、外国人や異文化を理解する態度を養う時間を1時間の授業を行っています。6年生になりますと、道徳の時間、国語の時間、社会の時間で、約19時間にわたりまして、戦争と人々の暮らしや、憲法と私たちの暮らしなど、平和に関する授業が行われています。中学校におきましては、道徳では2時間、社会科では、公民的文化で1

2時間、歴史的分野で10時間程度の授業が行われております。

授業の主な内容でございますけれども、例えば、小学校6年生社会の教科書、日本の歩みの中では、さきの大戦が記述されておまして、広島、長崎に原子爆弾が投下され、広島では約14万人、長崎では約7万人のとうとい命が犠牲になったことなど、戦争の悲惨さを学習しておりますし、世界の中の日本の部分では、憲法9条や、戦争と原爆の悲劇を繰り返さないために、核兵器を持たないこと、つぐらなない、持ち込まない、持ち込ませないという、いわゆる非核三原則を学習し、世界平和のとうとさを学習することになっております。

また、中学校におきましても、社会科の歴史の中で、さきの大戦を通じて、広島、長崎の原子爆弾による被害の状況や後遺症など、歴史的な経過を、小学校より深めた内容を通じて戦争の悲惨さを学習し、平和のとうとさを学習しております。特に中学生については、国際的な視野に立って二度の大戦を学びながら、先人の労苦、努力によって平和な日本が存在するとともに、日本だけでなく、より豊かで平和な世界を築くために何ができるかを考えさせる教育が行われているところでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） もう1点、教育長に関連でお伺いしたいのですが、学校でいろいろ平和の教育授業があるということですが、これも前回かな、前に、この問題についてお話ししていますけれども、例えば子供たちの、広島、長崎の平和世界大会への代表派遣であるとか、その報告会、あるいは町内での平和写真展、あるいは原爆写真展と言いますが、こういうものの開催や平和作文など、平和を希求するこれらの事業は、子供たちの情操教育として必要であり、効果があるというふうには思いますけれども、教育長はこれらについてどのようにお考えか、お伺いします。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 現在、道徳の時間を通じまして、いわゆる命のとうとさとか、戦争の悲惨さ等について、それぞれ各教科全般的な中で行われておりますので、そういった中において非常に重要な教育だというふうには認識しておりますし、また、そういう認識に基づいた教育が、今、現場で行われているというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 私は、我がまち羅臼町が、この非核平和のまち宣言をしたということの意味を、具体的な平和事業を通じて、子供たち、そして町民、さらには国の内外へアピールすることが必要というふうには考えています。ただ宣言しただけで終わることのないよう、継続事業として取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に移ります。

国民健康保険税の町民負担が、平成23年度、新年度は、前年と比較して高くなるの

か、横ばいなのか、安くなるのかというふうにお伺いしましたけれども、お答えでは、当初予算比較で1世帯当たり1万4,000円強上がって37万5,000円、1人当たりでは7,400円上がって14万5,500円というお答えです。これ、率にすると、4ないし5%の増になります。最終的には、所得が確定して、税の計算をしなければ出てこないというふうには承知していますが、予算上では前年よりもアップするということになります。

さて、今からちょうど1年前、平成22年3月10日、今日も3月10日ですが、第1回定例議会で私の一般質問しました。国保税について4点の質問をしました。1点目は、この段階では国保税負担が前年比較でアップになっている理由はどこにあるのか。2点目は、町民の所得が減っている状況下で、さらに高額な保険税を課すことは、町民の暮らしを破壊することにならないか。それから3点目として、平成22年度、昨年の国保事業会計予算では、一般会計から約3,000万円繰り入れして負担の軽減措置をしているが、さらに繰り入れをふやして国保税を引き下げすべきだと、こういうお話をしました。その段階で、いろいろ町長と議論をしましたが、町長は、その議論の中でこういうふうにお話をされました。国保税の負担額が非常に高いということについては、私もそれは認めると、その上で3,000万円の繰り入れを行って上昇を抑えるのだと、こういうことでした。この3,000万円の繰り入れは、国保税で換算しますと約1万円の負担軽減になりますが、この国保税の住民負担が非常に高いとおっしゃったその認識は、今も変わりありませんか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 認識といたしますか、結果として高いという事実がありますので、そのとおりだというふうに思います。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） あわせて、当町の国保税の1人当たり調定額、全国、全道で一覽表出ていると思うのですが、全道、全国でどのくらいの位置にあるのか、お答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 1人当たりの国保税の調定額ですが、19年度においては、全国で羅臼町は上から2番目でした。20年度におきましては、全国で4番目でございます。21年度におきましては、これは速報値でございますが、全道で上から2番ということでございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 平成23年度、新年度の国民健康保険事業会計予算は、一般会計から前年並みの3,500万円の繰り入れの努力がありまして、これは評価します。しかし、町民の皆さんが国保税の負担が軽減をしたと、こう感じる状況にはなっていません。今、お話ありましたけれども、全国で2位だとか3位だとかというレベルで、余りにも高

過ぎるのです。

この3月3日ですが、1週間前ですけれども、道新に、旭川市の国保料が2万円くらい下がるのだという記事がありました。旭川市は、2011年度、平成23年度の国民健康保険料の1世帯当たりの平均額を前年度より2万円以上引き下げると、こういう記事だったのです。旭川の昨年の1世帯当たりの国保料の年額平均は、16万8,000円です。これを新年度は1世帯当たり2万円下げると。要するに、14万8,000円まで下げると、こういうことなのです。この旭川市の国保料は、道内主要10市の中で一番高いのです、市の中ですよ。町村は別です。最も高いが、今回の引き下げで、比較的低い札幌や苫小牧の水準に近づく見通しだと、こういうふうに書いてあります。1世帯平均16万8,000円から、2万円引き下げて14万8,000円にするというその理由を、市の福祉保健部はこう言っているのです。加入者の負担軽減を第一に考えた。

さて、我がまち羅臼町の平成23年度の1世帯平均は、予算ですが、37万5,000円ということ予算化されている。2倍の格差があります。町財政が、わずかずつですが、安定してきたというか、好転をしてきた今、やるべきことの優先順位は、この町民の負担軽減ではないかというふうに私は考えています。その上で、国保税の繰り入れを倍にして、国保税の住民負担を1万円引き下げる予算措置を強く求めたいと思いますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 国保税という、国保会計というのみで考えれば、それは坂本議員の主張することは理解はしております。しかし、財政全般、一般会計、特別会計と全体を考えながら、あるいは、国保の加入者が、町民全部が国保に加入しているかどうかと、この問題。一般会計から軽減のために倍額繰り入れると、これは現時点では考えていることではございません。考えられないというふうに私は考えております。したがって、昨年よりも全体として、全体といいますか、先ほど申し上げましたように、500万円増額して3,500万円を繰り入れたと。これについても、一方の見方からすれば、果たしてこれでどうかという議論はあるはずであります。と申しますのも、国保に加入していない社会保険加入者、健保加入者、その人たちから見ると、同じ町民税を払っているながらという感じもないわけではないと。だから、その辺の兼ね合いを含めながら、最終的に調整した上でもって、政治的な判断の中で3,500万円を繰り入れるということでありますので、この点は、坂本議員、十分御理解の上だと思いますけれども、さらにまた理解していただければと思います。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 確かに、羅臼町の国保税の被保険者数は約6割ですよ、羅臼町の場合、圧倒的なのですが。町民税とかという税金は国保税を払っている人も当然のごとく払っていますから。どちらにしても、今お話ししたように、まず、異常に高いという認識をしなければいけない。前回もこの関係でお話ししましたがけれども、国保税の払ってい

る人の中で25%相当、4世帯に1世帯が実は滞納をしているという状況がある。これは、余りにも負担に耐えられないから払えないのではないのかなと私は思っていて、特段のこの引き下げの努力はしなければいけないのではないかとこのように考えています。

次に移ります。

新年度予算重点施策についてお答えがありました。重点施策の優先順位は、第1に、住民の暮らしを守ることにあるというふうに私は思いますが、この不況の中、今申し上げたように税金が異常に高いまちに、人は住み続けられません。人口減少の理由の中にも、実は税金が高過ぎるということもあるのかもしれない。老朽化した施設の改築、あるいは役場職員の待遇改善、あるいは基金の積み増し等も、これはもちろん大切なことです。しかし、自治体がやるべき最大の仕事は、そこに暮らす人々の生活の安心、この実現にあるというふうに申し上げて、次に移ります。

羅臼町の人口減少率についてお答えをいただきました。いろいろあるのかと思いますが、国立社会保障人口問題研究所というところがあるのですが、ここで、市区町村別将来推計人口の概要、これを出しています。これによると、羅臼町の人口は、20年後、2030年、平成42年ですが、3,756人になるというふうに推計しています。平成10年対比で35%の人口減。町の人口推計もあるのは承知していますが、大体このくらいの推計ではなかったかなというふうに思っています。

年少人口、これはゼロ歳から14歳までを言いますが、これはどう変化するかというと、現在、大体800名強くらいなのですね、14歳までの子供は、羅臼町は。これが、20年後は391名と、5割減るといふ推計が出ています。それから、老年人口、65歳以上の方たちの数ですが、これは1,290人から1,300人強というふうに推計されている。これを高齢化率、全人口に占める65歳以上の割合ですが、これで見ると、現在、高齢化率は22%くらいかな、これが35%へ上がります。35%というのは、3人に1人が65歳以上だと、こういうことを意味するわけです。

隣町、標津町も同じように調べてみましたら、羅臼町と大体似たような推計がされています。標津町は、この4月から人口対策等もあるのでしょうかけれども、まちづくり計画として、この人口増対策を核としたふるさと申請プランステップ2ということが、町民の賛同を得て成案化したと報道されています。重点となる戦略プランは、一つ目は人口増加だと。二つ目は、産業振興なのだと。三つ目、環境対策で、四つ目、人づくりと、この4項目なのですが、町長は当然承知していると思いますけれども、これについての評価、評価はできないと言われるかもしれませんが、感想がもしあればちょっとお答えください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） まず、後段の評価云々という話ですけれども、他自治体のことについて私がコメントすることは適当でないというふうに思っております。

そこで、今、人口対策、人口増加、いろいろのことがお話ありました。確かに、この数

字からいくと、どんどん人口が減少していくと。羅臼ばかりではないのでしょうけれども、羅臼は特に今回の国勢調査で見ると、他のまちから見ると非常に減少率が高いということがあります。このことについては、今まで私としては、ここで安心して暮らしていただくために何をすべきかということ中で、医療問題が一番大きなウエートを占めていたというふうに思っております。したがって、この医療が安心、安定することによって、次なる展開に行けるのだろうと、行かなければならないというふうに思っております。と申しますのも、しっかり町民が安心して元気で頑張ってもらえるという状況、例えば観光客の誘致、修学旅行の誘致、これにしても、医療がしっかり安定していなければ、なかなか外に向かって、胸を張って、羅臼へぜひおいでください、来てくださいということはなかなか言いづらかった部分があると、ここをまずしっかり安定させることによって次なる展開ができる。これも含めて交流人口の増大であるとか、あるいは短期滞在型であるとか、いろいろな、これは今後の展開次第によってはあるというふうに思っています。これについては、いろいろと、今、産業活性化協議会等々の中でも議論はされておりますけれども、議論だけで終わることなく、計画だけで終わることなく、それを実際に実践していかなければならないというふうに考えておりますので、その点について、今後、そういう展開が必要であろうというふうに思っております。

それから、先ほどの坂本議員のお話の中で、1点誤解があったらということでお話しさせていただきますけれども、税金が高いという話でありますけれども、先ほどの議論になっている国保税については確かにそのとおりでありますけれども、町民税、固定資産税、軽自動車税については、標準税率を適用しておりますので、羅臼であろうと、九州であろうと東京であろうと、所得が同じであれば基本的には標準税率を使っておりますので、同じだということは御理解いただきたいと思うわけであります。

以上であります。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 私は国保税がという意味で言ったので、ちょっと誤解があったもしれません。

私は、標津町の例もちょっと聞きましたけれども、まちづくりの羅臼町のキーワードは、今申し上げた人口推計でも明らかですが、一般論で言えば、少子高齢化に対応する計画づくりだろうというふうに考えていまして、そのことを町民と共有化することだというふうにとらえています。もちろん、まちづくりを考えると、いろいろな考え方がそこには存在します。例えば、人口はいろいろやったって必ず減るのだと。これはとめられない。ならば、20年後、人口3,000人台にふさわしいまちづくりを考えたいほうがいいと、こういう考え方もあるのです。一番問題なのは、何もしないことだというふうに、羅臼町は何もしていないということではないですが、そういうふうに考えます。

時間がありませんので、次に移ります。

羅臼町の健康課題についてお伺いしました。何点か、認識されているということでは

た。この健康課題というのは、私も初めて使った言葉ですが、地域における現在の健康水準と将来達成すべき水準との格差として示すことができる。例えば、先ほどありましたように、血圧がほかと比べて高いのだとか、自殺率が高いのだとかと、こういうことだと思いのですが、当然にも、現在の羅臼町の健康水準が明確に分析されていなければ、課題を挙げることはできません。地域の特性も把握しなければなりません。

羅臼町の健康課題の説明がありました、ここに整理されたものがあります。この資料の表題は「保健師から見た羅臼町の健康課題について」となっています。要するに、我がまちの保健師の皆さんが中心に作成されたものですが、町長はこの資料はごらんになったことはありますか。この資料は、大変重要な内容を含んで作成されています。ある意味、行政のあり方から町民の生活の仕方、医療機関のかかり方まで、町民の健康を守っていくための課題が健康課題として整理されています。高血圧の方は全国平均より倍以上多いとかですね、詳しく一つ一つは説明できませんが、乳幼児の虫歯が多いとか、介護認定者、これで言うと、要介護3以上の方というふうにしていますが、増加しているのだとか、あるいは自殺死亡率が非常に高いとかですね、これも年度で見ると、平成10年とかなんかは全国平均の倍、不慮の事故で亡くなっているということ、何が問題なのか。あきらめが早いのか、よくわかりませんが、そんなことがここに書かれています。

先ほど、町長からこれについてお答えありましたけれども、最後のほうに、今後の課題として、研修も含めて医療機関との連携で、連携と健康教育が重要だと。時間かかるから、引き続き保健師の活動、出前講座だとかいろいろありますけれども、こういうのに力を入れていくのだということのようでした。私は、一たん、保健師の皆さんがまとめた健康課題は、一部の保健師の皆さんだとか、あるいは担当課とか、そういう小さいところに任せるということではなくて、羅臼町の町民に向けた健康政策として、自治体の最も重要な行政課題として位置づけて、住民の健康実現が図られるよう、羅臼町の基本計画または総合計画と同等のレベルに位置づけることが必要と思いますが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今の御質問であります、意見としてお伺いしたいと思いますし、今後については、特に今、地域と保健と福祉という地域包括ケアということを進めようということが、我がまちの医療ビジョンの中における、あるいは、第6期総合計画におけるそういう方向性も示しているわけでありますので、その方向の中で、地域包括ケアという枠組みの中で、それを進めていく中でどういうことが必要なのかということが当然出てまいりますので、そういうことも含めて、今後、羅臼がここのまちづくりをしていく上で、大きな課題といたしますか、大きな政治行政課題だというふうに位置づけております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） この保健師の皆さんがつくられたものは、九つの課題、先ほど八つほどのまとめていましたが、これでは九つ、9点の課題に整理されて、今後の方向性を

示してまとめられているのです。実は、この後、改善目標値の設定も必要ですし、また、社会的支援、人、物、金、時間、これは限られていますから、健康課題の中で問題の大きさや改善の可能性、効率や住民のニーズなどを総合的に判断して、医療機関や福祉施設の連携をとりながら優先順位をつける必要もあります。

今後は、行政から見た健康課題を住民の皆さんと共有して討議を重ねながら、行政と協働しながら計画を進めることが重要だと思うのです。そして、高齢者に関しては、介護保険対象者をふやすことなく、元気な高齢者が多くなる対策が求められている。健康課題を、ただ、課題として終わらせることなく、実効的な計画にしていくための努力を強く行政に求めたいというふうに思います。

最後になりますけれども、来月、ことし4月、議員として任期満了の月になります。振り返りますと、国の合併政策に翻弄され、結果として自立を選択して、財政再建の苦しみ、医師、看護師不足による地域医療の崩壊の苦しみ、そして、公設民営化の道筋が見えてきた。今日まで、町長と職員の皆さんのこの間の御労苦に、まず、この席から敬意を表したいというふうに思います。

ただ、一方で、きょうの議論にもあるように、住民の暮らしを直撃している高額な国保税の問題、少子高齢化対策、水産や観光を軸とした産業活性化対策、保健課題対策など、改善への具体化が求められているものも数多くあります。羅臼町のような小規模自治体の可能性、そして、生き残るための戦略、あるいは過疎対策をどのように構築するのかが今問われていると思うのです。そのためのキーワードを、私は、暮らし最優先の住民第一主義に置くべきと考えますが、今後、住民の主体性を重視して、協働と共有で、我がまち羅臼町の将来設計を行う必要があることを最後に申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 特に答弁は要らないようでありますけれども、一つだけ申し上げたいことがございまして、今、坂本議員から健康問題に関して行政に望むことという話がございました。当然のことですけれども、その一方で、私は、町民の皆様にもお願いしたいと、求めたいことがございます。それは、例えば、各、1年間通じてやっている健診、これについても、やはり健診を受けていただきたいと。あるいは、介護の問題、あるいは食生活の問題、いろいろあるでしょうけれども、今言った、健診を受けることによって早期にいろいろなことが発見できると、予防を、疾病が早期に発見できるとすれば、結果として健康な町民が生まれることによって、最終的には、それが国保税の軽減にもつながっていくのだということを踏まえたときに、いろいろ、まだまだ、行政としてもいろんなことがたくさんありますけれども、その一方で、町民にもやっていただきたいこと、あるいはお願いしたいことが出てまいりますので、今後は、それも含めて十分検討してまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（村山修一君） これで、坂本志郎君の質問を終わります。

次に、2番田中良君。

田中君。

○2番(田中 良君) 通告に従い、2件、3点について一般質問いたします。

まず、1件目といたしまして、当町の基幹産業である漁業のスケソウ漁が本年は大変な不振に陥っている現状でございます。スケソウ漁は、昭和53年から平成5年まで豊漁が続き、当町の発展を支えてきました。平成6年から減少しつつ、年間1万数千トンに下降状態になっております。本年については、さらに減少して、機船漁業が直撃を受けている状態でございます。本来ならば、漁期は3月末までであります。先月中に切り揚げを行った漁業者が3分の1とお聞きしております。このことは、当町に与える影響は大きいものと私は考えております。

そこで町長にお答えをお願いいたします。

このスケソウ漁の不振について、何らかの行政的な支援策を考えているのか。

2点目といたしまして、そのスケソウが年々減少経過にあり、資源の枯渇の要因の調査、研究はされているか。また、その対策はなされているのか、お答えをお願いいたします。例といたしまして、調査につきましては、海水の温暖化、汚染、また、ロシアトロール船の操業など、いろいろあるかと思われま。そして、対策については、ふ化事業とか、その他いろいろな対策がございますと思うので、その辺をあわせて聞きたいと思。よろしくお。お願いいたします。

次に、2点目として、平成27年に予定している中学校の新校舎の改築計画について、現在どのような検討がなされているのかをお聞きしたいと思います。この件に関しては、教育長の答弁をお願いしたいと思います。

壇上での質問は、これで終わります。

○議長(村山修一君) 町長。

○町長(脇 紀美夫君) ただいま、田中議員より2件の御質問をいただきました。1件目については私のほうから、2件目については教育長のほうからお答えしたいと思います。

まず1件目は、スケソウ漁不振について、2点の御質問であります。

その1点目は、本年のスケソウ漁が大不振に陥っているが、そのことに対する行政的支援策についての御質問であります。

3月7日現在の価格は、昨日の行政報告でも申し上げましたが、量は1,576トン、前年比57.8%、金額は2億1,000万円で、前年比55.8%と、議員御指摘のとおり大幅な減少となっております。そこで、行政的支援策についてであります。漁協では先般、切揚資金対応策が役員会で協議になったと聞いております。町ではこれまでに、過去において、減船に伴う、とも補償金の利子補給、あるいは高潮災害復旧費の利子補給を行ってきておりますが、このたびの漁協の対応策の中で、漁協からは特に要請は現在受けておりませんが、今後の状況把握に努めてまいりたいと考えております。また、産業活性

化の観点から、減少したスケソウ資源の有効活用及び高付加価値化の調査、研究が急務であると痛感するところであります。

2点目は、スケソウ資源枯渇要因の調査、研究と、その対策についての御質問であります。

漁協では、月に2回ないし3回、深水400メートルまでの水温調査をし、釧路水産試験場では、そのデータをもとに調査、研究を行っております。近年、水温の上昇傾向は見られますが、はっきりとした因果関係を見出されてはおりません。さらに、産卵期の2月と3月には、プランクトンネットにより卵密度の調査を行っておりますが、年々密度が低下しており、すなわち、親魚の減少を示す結果となっております。また、ロシアトロール船の操業につきましては、昭和63年から操業隻数の調査を行っており、漁獲量との関係から資源減少の大きな要因と考えられるものであります。これまでも、国及び関係機関に対し、この海域での操業中止に関するロシアとの交渉を要請してきておりますが、今まで以上に強く要請しなければならないと考えております。

また、ふ化事業等の対策につきましては、過去に受精卵の放流を実施しましたが、専門機関より、ほとんど効果が得られないとの指摘があり、平成9年から操業区域に禁漁区を設定し、保護対策を行ってきております。しかしながら、依然、漁獲量が減少していることから、効果が出ていないというのが現状でございます。

以上であります。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 田中議員から、中学校改築計画の検討の経過につきまして御質問をいただきました。

本年度に入りましてからの検討経過でございますが、児童生徒数の減少や出生数の減少傾向で推移していることと、さらには、平成18年3月に策定された羅臼町小中学校適正配置計画策定後から進められている町立幼稚園の運営や中高一貫教育の推進、さらには羅臼町教育研究会の組織の再編、羅臼町PTA連合会へ幼稚園PTAの加盟など、地域の特色ある教育を推進する環境が整うなど、策定当初では見通すことができなかった乖離が見られますことから、校長会との教育懇談会や教育委員と校長会との教育懇談会、教育委員による研修会などを開催し、望ましい将来の中学校教育のあり方について検討を重ねております。

また、昨年5月には、校長会に対して中学校一校化に関する意見を求めたほか、11月には、羅臼町立中学校適正配置計画の見直しについて意見を求めたところ、それぞれ回答をいただいたところでございます。校長会では、児童生徒数の減少や出生数が減少傾向で推移をしている現状を踏まえて、羅臼町立小中学校適正配置計画の実施に当たり、今後も中学校一校化の方針を進めるべきかの是非について、羅臼地区、春松地区の2地区へ、それぞれ中学校を改築したときの教育的効果や課題についてなどを中心に検討が行われ、中学校一校化への移行の方針について十分協議を重ね、結論を得る必要があるとの見解が示

されたところでありまして、本年2月開催の教育委員会に報告し、教育委員会としての考え方を整理した上で、平成23年度中には具体的な検討を進めるために、関係者を初め関係団体との協議を重ねる場を設定し、検討を進めることとしております。

現在検討している内容についてであります。文部科学省では平成23年度より教職員定数改善計画を策定し、35人学級を段階的に進め、小学校では平成27年度まで、中学校では平成26年度から3カ年で少人数学級にする施策が示されているほか、小学校1年生、2年生にありましては、平成29年度、30年度で30人学級の実現を目指す方針が示されていますので、子供の数の推移との関連も含めて、教育制度の将来動向を見据えながら、地域の信頼にこたえ、地域が抱える教育課題解決を図る魅力ある学校づくりについて作業を進めているところであります。

学校の適正配置計画を推進するに当たりましては、何よりも子供たちの教育的環境の整備が重要であります。あわせて地域振興や財政的視点も重要な要素としてとらえなければなりません。羅臼町教育目標の達成を目指し、地域住民の理解と共感を得ながら、一定の結論を見出してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） どうもありがとうございます。それでは、再質問をいたしたいと思っております。

まず、教育長にちょっとお尋ねいたします。先ほどの答弁の中にもありましたように、中学校の場所が、今、1校か2校かというお話を伺っている次第でございます。それとあわせまして、子供たちが減少しているというところもきちんととらえているという認識をさせていただきました。

それにつきまして、まず1点目に、中学生の、今後10年間に対しての規模がかなり減少するというので、教育委員会のほうはデータとして押さえているかと思われ。それによって、教育長が先ほど申しましたように、平成26年度、ちょうど、中学校が改築予定かける前の年に、先ほども申しました35人学級ということが、クラスが変更されます。今、40人の学級で組まれております。そういうことをあわせ持っていくと、先ほど坂本議員からもありましたように、当町の人口の減少率を見てきますと、近い将来、もしかしたら1クラスくらいになる可能性もあります。かといって、そのときに踏まえて1クラスというわけには多分いかないと思いますので、学校のその規模につきまして、2校化、1校化になるに当たっても十分な配慮が必要になるかと思われ。

また、後段の説明で財政的なこともあるということの中には、中学校が1校化になることによって、スクールバス対応、また町費も負担がふえると思います。その辺もあわせ持って、教育長から再度答弁をお願いしたいのは、1校もしくは2校、一応1校化ということで、今、総合計画なんかでもうたっております。1校化になったときに、現状の位置という形ですかね、場所の設定は大体どの辺を想定しているかということ、今の状

態で言えるのであれば教えていただきたいのですけれども。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 場所の設定につきましては、現段階では、特段に、ここという特定はしていません。あくまでも、平成23年度に設立を予定しております検討会の中で、広範な議論を得た中で進めていくべき課題だというふうに押さえているところでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中良君） ありがとうございます。その点につきまして、1校化もしくは2校化になると仮定しても、1校化になるときは、実は、高校もそろそろ建てかえの時期に入りますので、ぜひ、高校との中高一貫教育、当町で行っております。ぜひ、併設校もしくは統合校として働きかけの一つの要因として取り入れていただければありがたいと思います。

これをなぜ申しますかといいますと、実は、平成25年度につきまして、うちの羅臼高校自体が人口のクラスの低減で完全一間口割ります。実は、中学生の卒業生が38名程度くらいに減少する年があります。そうなりますと、100%羅臼高校に来られても、中学生が来ても、高校は一間口になります。そうすると、また2年後に40人台の生徒が出てきます。そうすると、高校につきましては教員が減少してきます。今、19名、加配で21名の先生方でやっておりますけれども、当然、高校も13名とか10名クラスまで落ちていく可能性があります。だから、建てるときにちょっと配慮等、お願いをいただければ、その辺のあたりのカバーもできるのかなということもありまして、ちょっとその辺を教育長に、答えは要らないので、その辺を踏まえていただいて検討課題に入れていただければと思います。

続きまして、まず1点目の、スケソウの大不振につきましては、町長から先ほど答弁をいただきました。過去に漁協さんに向けて財的支援を減船のときにしたという話もありました。なぜ申しますかといいますと、当初、私たちのまちの、まず、漁業が1月からスタートしまして、今年度、この3月末で大打撃を受けております。ということは、組合員の皆さんだけでなく、働いている者、もしくは家族の者まで経済的な影響が大だと考えるわけでございます。ぜひ、今、町長に再度御質問したいのは、漁協と今後対話するという先ほど答弁がありましたので、行政で支援できる策が、先ほど財政的な支援だけでしたけれども、人材的な支援、例えば雇用の場を設けるとか、そういうことは考えていらっしゃるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 先ほど申し上げましたけれども、今回のこのことに関して、現在、組合のほうから具体的な話はありません。したがって、その話があるとすれば、あつた段階で、町としてそれについてどうなのかということの検討はしたいと。ただ、総論的

な話として、先般、漁協の組合長と私と、組合のほうは専務、常務、それから副町長ということで、5人でもって、このスケソウ漁の現在の置かれている状況ということについて、組合のほうから十分状況はお聞きいたしました。その上で、漁協について今後、いろいろな対策を講じていくことになろうと思いますけれども、その中で町としてどういうかわり方があるのか、どういう支援があるのかということは先ほど答弁したとおりであります。

一方、雇用対策という面で、確かに田中議員おっしゃるとおりであります。その中にあって、特に今回、スケソウ漁とは直接関係ないと言われるかもしれませんが、国の臨時的な雇用対策の中でもって、ある程度、羅臼町としてもいろいろ優先度もあった中でもって、何人か、何とか交付金、高校生も含めたそういう確保ができたということでもありますので、今後について、そういうことも、国のほう、あるいは道のほうの雇用対策という部分、あるいは、こういう激減的なそういう漁業の不振ということに対して、道あるいは国のほうの対策も含めながら、今後、情報も得ながら町として対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ありがとうございます。私も来月末で任期が解けます。5月からこの席にいるかどうかということは、まだ不確かな問題でありますし、ぜひ、今3月時期ですけれども、今後、秋までのスケソウを初め、いろいろな魚種について不振が予想されるおそれもありますので、去年の経過を申しますと、昆布も影響を受けております。秋サケも、近年になく落ち込んでおります。イカだけが豊漁で、イカで去年は助けられたと認識しております。ぜひ、途中、今後、このようなことになったときに、ぜひ緊急的な行政の支援の仕方を、先ほど町長がおっしゃったように、組合長を初めトップで話し合いを進めて、いい組合を支援できるようにひとつお願いしたいと思います。

続きまして、2点目のスケソウの減少につきまして、ちょっと1点お聞きしたいと思います。

今年のスケソウが不漁の要因につきまして、一つ懸念されるところがまず1点目あります。それにつきましては、近年、近郊にクジラが大変来ております。クジラというのは、海洋生物の中で一番大きな生物でございます。食料につきましては、小魚、プランクトン、いろいろなものを食べていると思います。そういうことが、このスケソウとか、いろいろな資源のことに影響あるのかないのか、その辺認識があるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（石田順一君） この稚魚食害のための捕鯨ということはできませんので、ただ、毎年、数頭のクジラの水揚げがございます。その中で関係者にお願ひし、胃の内容物の調査等を今年度実施したいと考えております。ただ、今までは具体的に調査はしていません。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ありがとうございます。クジラは観光の資源でもありますけれども、相反して漁業にも大ならずかの影響があるかと思われます。ぜひ、その調査はやっていただきたいと思ひます。

次、2点目として、2階建て漁港ができて、海洋深層水が本格取水を始めました。この点、海洋深層水が、四千何百トン、毎日ですか、くまれていると思うのですけれども、それについて、ちょうど海洋深層水というのが200メートルから400メートルの水域帯にゆういしているもので、それをくみ上げていることにつきまして、スケソウのちょうど生息地域が大体、深さで言ひますと200メートルから300メートル、400メートルあたりに、スケソウ、タラ類が生息していると思ひます。この海洋深層水をくみ上げていることによつて何らかの影響があるかどうかということをお聞きしたいのですが、その辺の認識はどのように。

○議長（村山修一君） 水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（石田順一君） 当町の海洋深層水につきましては、水深350メートルから取水しております。議員の御指摘のとおり、スケソウの生息域とも合致しておるものでございます。そこで、海洋深層水については富栄養性等々の、栄養のある水だということ、その水をくみ上げていることがスケソウ資源の減収につながっているのではないかという御質問でございますが、海洋深層水につきましては、無限に等しい資源と言われております。そのようなことから、基本的に影響はないものと考えておりますが、この資源との因果関係につきましては、専門家による科学的根拠があるものではございません。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） 私も何回か海洋深層水に関してお聞きして、状態につきましては聞いております。有効利用がいろいろなことでできる海洋深層水ということなのですけれども、その因果関係もあるかどうか、今後、ぜひ、先生にお願いして調べていただきたいと思ひます。

次に、先ほど町長が答弁の中で、ふ化事業につきまして、組合さんが何年か、平成9年から受精卵を散卵して、スケソウのふ化に努めたということがありますけれども、これは大した効果がなかったということ、とらえていたということ、で聞きました。そのほかに、例えば、このふ化事業以外のことで、例えばいろいろな事業をやるときには、町の補助金が絡んでくるかと思われます。組合さんと町で持ち出して、いろいろな事業をしなければならぬという部分が政策的にできると思うのですけれども、その辺もあわせ持って、どのような対策を考えていけるかということが、今現在でわかるのであればお答えをお願いしたいと思ひます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいまの関係でありますけれども、そういう中であつて必要

なものであれば、当然、町としてもかかわってまいりたいと思いますし、支援もしていかなければならないというふうに思っております。

特に、増養殖事業等につきましては、北方領土の振興事業の中でもって今までも継続してやっておりますし、今後とも、それについては継続してやってまいりたいというふうに思っております。新規にそういうことが出てくるとすれば、その必要性の有無も含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、今、いろいろと資源の問題が出ておりますけれども、つい先日、実は新聞報道によって、50年間ににおける主要な魚種の半分で乱獲が進んでいるという記事がありました。これはカナダのほうの大学のほうの研究センターのほうで、グループが調査した結果ということになりますが、これは羅臼というふうに限定してはおりません、当然、世界全体のことでありますけれども、水産資源としての話であります、その魚種の中にスケトウダラも入っているということでもあります。したがって、これが適正な資源管理がなされていたとするならばという前提の中で、いろいろな数値も分析されておりますので、そういった面では、自然的に生まれてくる稚魚、あるいは、それが成育されて親魚になっていく部分と、漁獲する部分と、そのバランスの問題が一つそこにあるのかなというふうに思っておりますので、これについては乱獲という言葉で使っておりますけれども、その辺については、今後、我々も十分それについては意を用いていかなければならないことであろうというふうに思っているところでもあります。

それから、先ほど田中議員から、自分自身、任期満了云々という話がありましたけれども、それは私も当然同じでありますので、行政は継続性でありますので、だれが町長になろうとも、これについては、まちの置かれている状況の中でもって、当然進めていかなければならないことであろうというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） どうもありがとうございます。今、町長からもお答えありましたように、町長も私たちも4月末で任期は満了いたします。ただ、満了はしますけれども、これにつきまして、課題につきましては、次期議員の人方にも伝えていきたいと思えます。何せ、やっぱり、うちのまちは漁業が基幹産業であります。漁業が打撃を受けますと、直、経済に影響します。特に、人口が減る要因の一つにもなります。ぜひ、町としては敏感に対応をしながら見守っていただければありがたいと思えます。

以上をもちまして、私の一般質問は終わりたいと思えます。

○議長（村山修一君） これで、田中良君の質問を終わります。

ここで、11時20分まで休憩します。11時20分再開します。

午前11時09分 休憩

---

午前11時20分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、3番高島讓二君に許します。

高島君。

○3番（高島讓二君） 通告に基づき、平成23年度羅臼町会計予算書、職員費について、北方領土返還要求運動についての2点についてお尋ねいたします。

まず1点目の、平成23年度羅臼町予算書の職員費についてですが、今回の予算書では、職員の給与を前年度比5%の約4,000万円アップするということが計上されております。平成18年度より町は財政難、また、第2の夕張になるのではないかとということで、財政再建健全化のために、職員費の10%削減や病院から診療所への縮小、入院、時間外救急の停止、学校の統廃合、除排雪の回数減やスキー場の休止などの施策や、国や道からの臨時交付金などにより、財政赤字から脱却したのであります。職員費の削減もありましたが、町民への負担やサービスの低下なども余儀なくされたのであります。

そこで、職員費を10%削減したので、このたびの当予算書で職員費を100分の3に戻す、つまり、言い換えれば、本年度の平成22年度と比べ、給料を5%アップし、約4,000万円計上するとの説明であります。職員費が町財政の歳出総額に占める割合は、約23%の数値でございます。財政規模の違いはあれ、近隣他町に比べても7%ほど大きい数値であります。いわば、財政の4分の1近くを人件費が占めることとなり、町の人口が減少している中、将来、このままで行くと財政負担が重くのしかかってくるのではないかと危惧いたします。

他方、相変わらず高い公共料金、不便な診療所などの町民の負担はいまだに解消されていないのが現状であります。また、我が町の経済は、ことしに入って、漁業はいまだかつてない不漁状態が続いており、70隻の刺網漁船のうち、半分以上の40隻が既に操業をやめ、休業状態であります。昨年の昆布の価格も2割下がっており、基幹産業の漁業、水産加工業、ともに大変厳しい状況にあります。さらには、世界の産油国での内紛により、燃料などの急激な高騰も既に起きつつあります。また、昨今、国を初め地方自治体では、公務員給与及び人員の削減など、人件費縮小の傾向にあります。そういった状況を考えますと、平成23年度予算書での職員費100分の3に戻す、つまり、職員の給与を平成22年度に比べ5%、約4,000万円アップする予算案は、どのようなお考えで編成されたのでしょうか。

また、財政的に余裕があるのであれば、まず、高い公共料金の引き下げ、国保料のさらなる繰り入れ、あるいは、学校統廃合に伴う子供たちの通学費の全面補助など、町民サービス、町民の負担軽減を優先すべきであると思っておりますが、どのようにお考えかお聞きします。

2点目は、北方領土返還要求運動についてお尋ねいたします。

いわゆる北方領土、国後島、択捉島、歯舞諸島、色丹島は我が国固有の領土であります。しかしながら、北方領土は、さきの大戦終了後、ソビエト連邦、ロシアに66年もの

間、占領されたまま今日まで至っております。昨年11月に、ロシア大統領が歴史上初めて国後島を訪問したことにより、両国の関係が悪化し、返還に向けた交渉が後退したように思われます。

私は、今こそ、地元である我が町は、今まで以上に北方領土返還運動を推進しなければならないと考えます。本町では、毎年2月7日、北方領土の日に返還祈願を行ってはおりますが、町民の皆様とともに、北方領土は我が国固有の領土であるとの認識をさらに強め、元島民の方々の思いを共有し、町の主導のもと返還運動を強力に推し進め、地元の声を強く国に訴えていかなければならないと思っておりますが、町長のお考えをお聞きいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま、高島議員より2件の御質問をいただきました。

1件目は、平成23年度予算の職員費についてであります。

当町は、平成10年度から大変厳しい財政運営を乗り切るため、3カ年ごとに行政改革大綱に基づき、協働のまちづくりの推進と行政改革を進めてまいりました。さらには、市町村合併を断念した後、平成17年度には自立のまちづくりを目指して羅臼町自立プランを策定し、厳しい行財政改革を行ってまいりました。その中にありまして、職員の給与につきましては、大変厳しい苦渋の選択ではありましたが、職員の理解を得ながら、本来職員が受けるべき給与について、平成17年度は100分の5、18年度から21年度までは100分の10、昨年は100分の8を減じた支給を現在も続けております。また、5年間にわたり職員の早期退職の勧奨も断行し、10名が早期退職に応じていただきました。こうした中、病院から診療所へ移行し、町立国保病院の不良債務約6億7,000万円を、一般会計で返済する計画を立て、実施してまいりました。この計画につきましては、議会並びに町民の皆様のご御理解と御協力をいただき、5年で解消する計画が2年で解消することができ、職員等の人件費の削減は返済短縮の大きな要因の一つと考えております。私自身、厳しい財政状況であったとはいえ、職員の人件費削減については、町長として、町民の安心・安全を守ることと、職員の生活を守ること、町長の、職場の長の責務と考えており、削減をお願いした時点で、職員の生活設計の観点からも、職員が本来受けるべき給与水準に戻すべきと考えておりました。

このたび、財形健全化計画の見直しも行い、27年度までの財政計画の推移を見ながら、今年度100分の5に戻すこととし、本定例会に職員の給与の特例に関する条例の改正をお願いすべく上程しているところであります。今後の職員の給与については、今後の財政状況の推移を見ながら、削減の解消に向け努力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

2件目の、北方領土返還要求運動についてであります。

北方領土問題は、言うまでもなく、国家の主権と尊厳をかけた問題であり、私たちはこ

れまでも、歴史的な大きな節目や、首脳会談が行われるたびに大いなる期待を抱きながらも、常に大いなる落胆を突きつけられてきたところでもあります。この間、残念ながら具体的な進展はなく、時の経過とともに、返還要求運動に参加してきた人々からは疲労さえも見受けられる事態を招いており、今、まさに返還要求運動の正念場を迎えようとしております。

そのような中、昨年12月、東京都内で実施した北方領土返還要求行進アピール行動の後、根室管内1市4町の代表者とともに、菅総理を初め関係閣僚に対し北方領土問題の早期解決を強く要請したところでもあります。総理からは北方領土問題の解決に向けた強い意志が示され、先日の施政方針演説でも、粘り強く交渉する旨、述べられたところでもあります。一日も早い北方領土問題解決への道筋をつけていただくことを、強く期待しているところでもあります。北方領土問題は、重要な外交課題であると同時に、内政問題でもあります。これまで十分な対策がなされてこなかった国内対策の充実に向け、根室管内1市4町は、返還要求運動原点の地として、引き続き政府に対し強く求めてまいりたいと考えているところでもあります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 職員費の問題ですが、町長が第2の夕張になる、財政再建団体になると言っていて、町が大変財政的に困ったということで職員費を10%削減して赤字解消に当たったというのは私はすごく評価したいと思います。と同時に、町民もやっぱり高い負担をしているわけですから、私は、まだ町民の負担をそこに補てんしているということがよく見えないというところで、やっぱり先に町民の負担を軽減するということが先決ではないかというふうに思います。

例えば、先ほども坂本議員の質問で国保税のことがありましたけれども、私も調べてびっくりしたのですが、先ほど、もっと私よりも詳しくお答えしていただきたいですが、全国でワースト2位だと。私も調べて、北海道でも依然としてワースト2位なのですね。1番目は猿払村が、大体1人当たりの負担率が13万円以上、羅臼町は12万5,000円から13万円の間でなっていて、高負担であることは間違いないわけです。これはずっと、町長、今回3,000万円補充したと言っていますが、それでもまだ追いつかないくらい、ずっとワーストのほうにいるわけですから、私はさらなる繰り入れをお願いしたいと思います。

また、テレビ報道にもありましたように、水道料金は日本一高いというふうに報道されております。ですから、そういうことを、まず見える形で、町民に対して負担を和らげるようなことをまずやった上で職員の給料を上げるのだったらわかりますけれども、それをまず最初に、町民のほうに負担軽減のためにやっていただかなければならないのではないかというふうに思いますが、町長。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 高島議員から最初の質問もそうですし、今の再質問もそうですけれども、職員の給料を5%上げるのだ、アップするのだということの認識が私は違うというふうに思っています。先ほど申し上げましたように、本来職員が受けるべき給与、例えば10万円だとすれば、それを10%、9万円しか払っていないということなのです。これは一方的にやる話ではないのです。あくまでも、労使交渉、職員組合という法的な団体があった中で、町長と労働組合と労使交渉の結果、あるいは、職員の理解を得なければできないことであります。したがって、そういうことからいって、本来あるべき姿に戻りたいという、その経過の中の一つであります。本来では、私としては気持ちとしては、100%戻りたいという気持ちはありますけれども、いろいろな財政状況も踏まえながら、何とか5%だけで、5%を戻すということで職員に理解を求めたということでもあります。当然、減額するときも理解を求めましたけれども、今、戻すに当たって、一気に戻すことができないという中で、先般、昨年度8%、今回3%にさらにまた継続して減額をさせていただきたいという職員の理解を求めているということ、ここをまず基本的な認識の中でもって御理解いただかなければ、なかなかこの議論はかみ合っていないだろうというふうに思っていますので、その点まず御理解いただきたいと思うわけであります。

それから、町民の負担増云々の話がありました。水道料金、これは公営企業会計であります。したがって、当然、公営企業に伴っていろいろな投資をしております。それについて、当然、従事者負担という形の中でもって料金は設定しているところであります。したがって、高いと言われれば、それは確かに現実で高いのは、私もそれは認めるところであります。しかし、かといって、では、それを一般会計からつぎ込んでいけるかという状況であったかということ考えたときに、職員の給料のこれとはまた別な問題であります。

それと、国保税の関係につきましても、先ほど坂本議員の中でも議論をいたしましたけれども、決してこれは一般会計という中から、そういう財源が余裕があるから、国保税を軽減するために、国保税というその特別会計の中から見れば、多く繰り入れしてもらって軽減すればそれは一番いいでしょうけれども、先ほど申し上げましたように、加入率の問題であるとか、どういう方が加入しているか、あるいは加入していない方のそういう一般会計の繰り入れの一般税の税もそこに投入するのだということに考えたときに、いろいろな総合的な総合判断の中でもって政治的な判断をしていくのだということでもありますので、町民の、今の職員の給料等とのバランスとの関係では私は考えておりません。

それと、あとは、町民には確かに今、現実問題としては、診療所ということで医療が安定していないという中で、非常に不便と不安と御迷惑をかけていることについては、従来も重々申し上げてきたところであります。そういう中であって、ハードの部分については、今、議員もおっしゃったように、国、あるいは国の臨時的な景気対策であるとか、あるいは地域の雇用対策であるとかということも含めて、いろいろ交付金があったということの中で、いろいろ町での補修であるとか、公営住宅であるとか、あるいは公民館、体育館、葬斎場等々について、ある程度補修等を行ってきたということで、ある程度それにつ

いては実施できたと。

ただ、一方で、そういう精神的なサービスというところについては、確かにそのとおりであります。したがって、今後については、そういうことを含めて、今、診療所の中で運営を、先ほど来話ししておりますように、孝仁会記念病院に指定管理者制度を導入によって安定していただくようにということで、今進めているところでありますので、そういうことも含めて御理解いただければというふうに思っているところであります。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 今、町長の説明で、人件費は人件費だと、それから、ほかのものについてはほかのもの。例えば水道は別会計だと言いますが、財布は一緒なのですよね。ですから、そこからの振り分けですから、私は、やっぱり町民が安心して暮らすということは、言い方を変えれば、そこに安心料として、そういうふうなことを負担して皆さん住まわれているわけですから、私は、まず町民があつての町だと思ふのです。ですから、やっぱり優先すべき問題は、私は町民が先だと思ふのです。限られた中でそのやりくりをしなければならぬわけですから、それはやっぱり水道は水道だろうと、受益者負担というふうには、一概には私は言えないのだというふうに考えております。

さらに、先ほど町長の行政報告にありましたとおり、国勢調査では、人口がもう、1割減っているのですね。ですから、そういうことを、やっぱりこれからの将来を考えていった場合に、これからまたさらに、先ほど田中議員が言うておりましたように、学校建設とかそういうことも控えているわけですよ。だから、そういうことを、将来のことをいろいろ考えた場合に、もうそのために準備をしなければならないというふうに考えるわけですね。

ですから、その限られた財布の中で、やっぱり使うお金は限られているわけですから、そこを考えると、国も、ほかの地方自治体も、やっぱり人件費の問題が一番大きい問題としてとらえていて、そこをやっぱり削減の方向にどんどん進んでいるわけですから、我が町もそういうことを計画しながら考えていった場合に、私は、前年度比5%アップというふうに言うておりますが、4,000万円ほどアップするということですので、そういうことを加味しながら、私はまず町民のほうの負担を軽減すべきだというふうに考えます。それについて、町長、もう一度お答え願えますでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） まず、町民負担の前に、職員の人件費の問題でありますけれども、これについては、御案内のとおり、地方公務員法という法律の中でもって、職員にはスト権が剥奪されているという状況の中で人事院勧告制度ということがあるわけでありす。したがって、過去においてアップした部分もありますし、逆に下がった部分もあると。去年の場合は下がっております、人事院勧告で。そういう身分保障があるということの中で、今、私が10%、8%云々と言っているこのことにつきましては、例外の例外で

あるということをまず御理解いただきたいというふうに思っています。したがって、それは緊急かつ臨時的な措置であると。財政状況を考えて職員に身を削ってもらったということ、ここをまず御理解いただかなければならないというふうに思っています。

それと一方、先ほど申し上げましたけれども、人口の減少ということと相まって、職員の定数もかなり減っていると私は思っております。先ほども、勸奨に応じていただいた、10人とお話ししました。10人そっくりそのまま新規採用で採用してはおりません。3人なり4人という状況であります。そういうことも含めてでありますので御理解いただきたいと思えますし、一方、町民の負担ということに関して言いますならば、職員のサービス低下ということは確かに行いました。これは、財政云々ということではなくて、例えば税金を滞っている方については、いろいろ、本来であれば、一般のそういう町費を投じて、補てんしなければならない部分については、滞納しているのであればそれは勘弁していただきたいと。これは、この人件費云々、あるいは財政再建の問題とはまた別の話であります。これは当然のこととして、あるいはやらざるを得ないということについては御理解をいただいているというふうに思っております。

そういうことも含めながら、具体的に、私はあえて町民の負担増と、負担増という大きな要因の中には、精神的なソフト面での負担は確かにあるということは十分承知しております。しかし、一方で、金額的な経済的な負担は、では、どれだけあるかといったら、そう大きく、これが本当に町民の負担になっているのですよということは、私はないというふうに思っております。あくまでも、合併が断念した段階における自立プランに沿った形の中での範囲だというふうに理解しているところであります。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 町長のおっしゃることはわかるのですが、私はやっぱり町民に対して負担軽減をしているというふうな、町の意向がもうちょっとはっきりした形でわかるようなことをやっていただきたいというふうなお願いと、やっぱり、上げるのでもタイミングがあると思うのですね。去年からずっと、例えば、漁模様を見ましたら、先ほど田中議員もおっしゃっていましたが、昨年は昆布の価格が2割も落ちている、それから、サケもとれなかったのだけれども、イカで助かったと、そういう状況。ことしは、もう本当に刺網の人たちは悲惨な状況ですよ。だから、そういう状況の中で、戻すという言い方もありますけれども、私から見ると、今まで給料を我慢していたというのもありますが、平成22年度、今の年度から比べると5%アップしているのですよね。言い方を変えればですけども。私はそういう意味において、この景気の悪いときに、やっぱりアップということは、町民感情としても、それはいかがなものかなというふうに考えます。私は第1に、町民の人たちに理解してもらうには、負担しているのはやっぱり町民ですから、お金が実際にかかっている、かかっていないということではなくて、やっぱり精神的にもそれに対する手当が全くされていないわけですからね。そういうことを第一に考えてやるべきでは

ないかなというふうに私は思います。そういうことで、今回のこの5%アップの余裕はないのではないかなというふうに私は思うのですが、町長、その辺もう一度お答えいただけますか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 何度も申し上げていると思っています、私は。今もまた高島議員から上げるのだという、上げるのではないと言っているのです、私は。本来支給されるべきところを支給していないと、これは一方的にやるわけにはいかないわけですよ。あくまで職員の理解をいただいて10%カットしているということですから。そこをまず理解してください。したがって、そういう結果として、病院の6億7,000万円の不良債務、これを解消できたという大きな要因は、職員のそういう10%なり8%という人件費、これが大きなウェートを占めていると、それを上回る形の中の職員のカットというか、人件費の削減であると、ここをまず理解していただきたいと思います。

したがって、今、いろいろな町内の経済状況、あるいは町民の感情からいって云々という話がありましたけれども、上げるという言葉を使えば確かにそうでしょうけれども、私はそうではなくて、ここの認識の違いをまず理解していただかなければ、この議論はいつまでたっても平行線だというふうに思っております。したがって、まずここを御理解いただきたいというふうに思っているところでありますので、くどいようでありますけれども、決して上げるのではない、アップするのではない、あくまでも本来受けるべき給与水準に戻すのだということであります。まだ戻し切れていないわけです、今回のこの予算をやったとしても。職員から見れば、ゼロにしてくださいと、当然、全部戻してくださいというのが職員の要求であります。しかし、この辺については、いろいろなそういうことも含めて一遍にはできないので、何とかここで理解してくださいという形の中で、今回、予算上程させていただいているということでありますので、高島議員は、そのタイミングでないと申し上げましたが、私はそのタイミングだということの中で上程させていただいているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） ここに、きのういただいた、役場からもらった資料があるのですね。これによりますと、羅臼町の町民所得の比較なのですが、平成17年度の産業連関調査の報告資料からなのですが、羅臼町の平均所得は212万4,000円となっております。先月ですか、役場の台所事情というのが2月25日に広報として一緒に配付された中には、役場職員の平均給与は、人件費の表が載っていましたが、そのトータルは711万円です、年間所得。そのうちの税引きの手取りが432万円あるのです。そうすると、大体この連関調査等から見ると、役場の職員の給料は、羅臼町にとってはすごくいい、倍の所得があるということ。それから、ラスパイレス指数というのが、国家公務員が100として考えた場合、今の段階でもう90%以上、役場職員はもらっているわけですから、

もとに戻すのがそれが適切なかどうかということも考えて、私は、町長に判断していただきたいなと思います。

やっぱり私は第1に、町民の負担を軽減するというのを、いろいろな精神的にも金銭的にも負担がかかっていることは事実でありますので、町民の負担をまず職員に向ける前に、というのは、町民のところには手当がまずないわけですから、そこを先にやっていただきたいというふうに思います。

それで、次の国後の問題なのですが、私は北方領土、去年おととしと、択捉、国後に行かせられました、ビザなし交流ですが。そのときに、領土を見たときに、わあ、こんな美しい島が日本の領土だったんだというふうに第一印象で思いました。それで、歴史をいろいろ調べますと、北方領土は、カムチャッカの下の千島列島全部が本当は日本の領土なのです、固有の領土なのです。それはロシアと、それから日本で、樺太千島交換条約というのを結びまして、明治8年に結びまして、それからずっと千島列島は日本固有の領土であるということは間違いないことなのです。そういう歴史をいろいろ勉強しますと、いろいろなことがわかってまいります。国後展望塔のところに歴史をずっと、年表とかそういうことを掲載しておりますけれども、私は、いろいろな先生を招いて、研究会とか、それからシンポジウムを開いて、もっと町民に深く知ってもらうために、そういうことをやるべきでないかと思いますが、町長、お考えをお聞かせ願いますか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 何点か御質問をいただきました。まず、職員の給料の云々の話でありますけれども、年収、所得700万円という話ですけれども、所得ということと収入ということはまた別な話でありますので、まずそこを御理解いただきたいと思います。それと、階層別の給与水準ということからいきますと、羅臼の職員は、国家公務員、道職員、他の地方公務員、それから民間の職員、これは100人以上500人未満という一つの枠がありますけれども、その中であっては一番下位ということになります。

平均的な給与年額ということになりますと、収入としては440万円程度ということになるということになりますので、そういうお話をさせていただきたいと思えますし、それから、ラスパイの話もありましたけれども、現在、ちなみに根室管内では、町村は別にして、一番高いところで96.7、次が96.1、95.8、95.2と。羅臼町はちなみに現在は88.8、今回、この上程しております給料の5%を戻すことによって91%、それでも管内では、それを戻したとしても91%、一番低いわけありますので、その点も御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、町民所得云々の話もありました。これについても、以前、産業連関調査の中でもって所得の比較をしたものであります。したがって、東京都、あるいは各都道府県、さらには北海道全体、さらには近隣の町村等々を見たときに、羅臼は確かに低いということは数字としてはあらわれております。ただ、この数字のとらまえ方も、漁業協同組合の水揚げ高ということをとらまえた中での資料でありますので、それだけでの連関調査という

ことでありますので、その点も御理解をいただきたいというふうに思うわけであります。

それから、次の北方領土の問題の歴史的な経緯云々の話がありましたけれども、これについては、いろいろ、国、外交上の問題でもありますし、学者間で、あるいは、この北方領土問題にかかわっているいろいろな学識経験者等々でもって、いろいろ議論されている問題でありますので、私はこの場では、あえてそのことについて申し上げることについては遠慮させていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 町長の御指摘がありまして、訂正させていただきたいのですが、私は間違っって所得と言いましたが、所得と手取りを間違えまして、全体の給料として711万円だと。そのうちの所得、つまり手取りですね、432万円だと、町の職員の、ということに訂正させていただきたいと思います。

それから、先ほど町長がおっしゃいました民間職員の問題は、我々もちょっとレクチャー受けまして、全国平均の100人以上500人未満の企業の例ですので、我が町にはちょっと当てはまらない、我が町の民間の10社の給料を出してもらえませんでしたので、大体、聞くところによりますと、年間、三十、四十万もらっているところはないだろうというふうに、大体そういうふうな答えが出ていますので、やっぱり町の職員は、羅臼の中ではいい給料もらっているのだというふうに私は解釈しております。以上です。

北方領土の問題は、いろいろ説はあるかもしれませんが。だけれども、歴史というのは変わらないわけですから、その歴史をやっぱり皆さんに知ってもらうために、私は町で、いろいろな諸説ある人があるかもしれませんが、その諸説いろいろある中でも、やっぱりいろいろな人を例えば招いて勉強会をやるとか研修会をやるとか、そういうことが必要だというふうに私は思います。それから、その勉強をすることによって、北方領土が我が国の固有の領土であるという認識を、もっとそれで強めてほしいということが必要ではないかなというふうに思います。それについて、町長、お答え願います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 我が国固有の領土であるということについては、国も、あるいは運動関係者も含めて、国民全体としてそういう認識をしているのだというふうなことについては変わらないと思っております。

そういう中であって、先ほど私が言ったのは、歴史の問題をいろいろと議論するとするならば、これは国の中だけでおさまる問題ではありません。ロシア側がこの歴史の問題をどうとらえているのか、日本側がとらえていることについては理解しております。しかし、ロシア側がどうとらえているのか、そこが合致すれば、もっと交渉は進むのだと思っています。そこがまず、その認識がそこで違っている部分があるのだと思います。歴史的な経過、あるいは第二次世界大戦の結果の話含めていろいろあるのだと思いますので、そこではいろいろと先ほど申し上げましたとおりでありますので、御理解いた

けると思いますし、それから、前段の、町内の中で、町の職員が給料が高いという話であります。これは、先ほど来申し上げておりますように、町の職員については地方公務員という法律の中で、争議権が剥奪されていると、ストができないと、公共のために働く職員というような位置づけの中で。したがって、国において人事院勧告制度があるのだと。国家公務員人事院勧告制度があって、町の職員については、町独自の人事院はありません。したがって、国家公務員に準じる形でもって設定されているということでもあります。したがって、この人事については100人以上500人未満という形の中での民間比較がありますけれども、その制度が変わらない限り、これはいつまでたってもこういう状況が続いていくのだというふうに思います。

そういうことも含めて、高島議員がおっしゃっている町民感情、あるいは町内の経済状況云々ということから行けば、私もそれは一理ある部分ではありますけれども、そういう職員の置かれているという状況の中でのことでありますので、その点については御理解いただければというふうに思っております。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 北方領土の問題は、町長にちょっと、例えば研究会とか勉強会を、例えば先生を呼んでそういうことを、我々に国を返せとか、領土を返せという交渉権あるわけないわけですから、ただ、認識として、やっぱり町民がもっと詳しく、北方領土返還運動に関して機運を高めるには、そういう日本のサイドの歴史的な問題をきちんととらえておく必要があるのだろうというふうに私は思うのです。だから、そういう意味で、やっぱり町主催でそういう勉強会とか、そういうことをやる必要があるだろうというふうに思いますが、町長にその辺、先ほど御答弁いただけなかったものですから、もう一度その辺を。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） そのことに関しては、御意見として賜っておきたいと思っておりますし、まず先生を呼んだという、その先生がどういう先生なのかと、いろいろあるわけですから、いろいろな理解の仕方が。したがって、たまたま私の経験から申しますと、つい先般、ことしに入ってから、実は民放のテレビでもって出演が依頼されて、私行ってまいりました。私の行った立場は、私自身、個人的には元島民でありますけれども、北方領土を、指呼の間に見えている羅臼の安全操業、あるいはロシアトロール船も含めたそういう立場にいる首長として出演してくれという話で行ってまいりました。その中であって、田原総一郎さんが司会だったのですが、民主党の佐々木代議士、自民党の町村代議士、あるいは学者である森本教授、あるいは北大の山口教授、あるいは岩下さん、あるいは千島連盟の理事長、それから、英語教育でもって現地でもって指導をした女性の方云々含めて、10人くらいの討論会をやったのですけれども、その中でも、結果として、その歴史的認識、あるいは今の北方領土の関係についても、なかなか意見の合致をできなかった

た、議論が深まらなかったと。深まってはいたけれども、結論としては一定の方向はなかなか見出せない。それぞれ、それぞれの考え方、主張があるわけでありますので。したがって、私も、そういう勉強会をすることはやぶさかではありませんけれども、その講師なり先生をだれにするかということによって、公平感を欠くようなことがあってもまずいということも含めまして、御意見としてまず伺っておきたいというふうに思います。その必要性は感じております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 北方領土返還運動のやっぱり機運を高めるには、いずれの形にしても、そういうふうにシンポジウムとかいろいろな意見を聞くということが町民にとっては必要かなと私は思います。そういうことが積み重なって、例えば、返還についてのもっと実態的なことがわかるのではないかなというふうに、私自身、経験してそういうことを思っております。

いずれにしても、北方領土のほうは、もっと町が主導で機運を高めて、それが国の後押しになっていくわけですから、そういうことがまず地元から、つまりそういう働きかけと申しますか、根室は盛んにやっておりますが、我が町も元島民の方たちはたくさんいらっしゃるわけですから、町長を初めですね、そういうやっぱり気持ちがあるわけですから、その気持ちが、だんだん高齢化になって体が動けないとか、そういう人たちがなりますからね、世代を超えて羅臼の町民がもっといろいろな機運を高めていって、やがて国を後押ししていかなければならないというふうに私は考えます。そういうことで、町長のお考えをお聞きします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 高島議員おっしゃるように、国を後押しするためのバックアップと、これは当然重要なことであります。ただ、この北方領土問題に関しては国際的なそういう外交上の問題がありますので、基本的に、先ほど最初の答弁で申し上げましたように、国土の問題、主権の問題とするならば、国がもっともっと積極的にこの北方領土問題を取り上げて、あるいは推進しなければならないことだというふうに思っています。その国が、外交のしやすい環境づくりをするのが我々の役目だというふうに思っております。したがって、ともすれば戦後65年、元島民であるとか、あるいは、ここに、北方領土に隣接するこの1市4町、その地元北海道等々に、国が余りにも依存し過ぎていたのではないのかということは、私は今まで随分いろいろな場面で言ってきました。したがって、今後については、より国にそういう強い、粘り強い、あるいはそういう外交を求めると同時に、国が国民の世論を背負って強力な外交ができるように我々は一生懸命頑張っていなければならないことであろうというふうに思っております。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） ぜひ、1市4町ですね、隣接している地域であり、また、漁業と

かそういうことに大変我々も影響があるわけですから、その辺をやっぱり考えて、本当はほかのところよりもっと強力に働きかけ、それから国に対して働きかけをしていかなければならない。そのための基本的なベースのラインとして、やっぱり町民みずからそういうふうにもっと北方領土に関心を持っていただいて、国に対して言っていかなければならないというふうに私も思います。ということで、ぜひ、今後とも北方領土返還運動、力強く町が主導して行って、我々も当然やりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これで、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、一般質問を終わります。

ここで、昼食のため1時まで休憩します。1時再開します。

午後 0時03分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

本日の審議方法は、議事日程のとおり、最初に平成23年度一般会計予算及び関連条例1件を行い、次に平成23年度各特別会計予算、次に平成23年度企業会計予算を審議、次に、議案第6号から議案第14号までの平成23年度各会計予算及び関連条例までの総括質疑を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 御異議なしと認めます。

したがって、一般会計予算及び関連条例、各特別会計予算、企業会計予算、各会計予算及び関連条例の総括質疑の順に審議することに決定しました。

- 
- ◎日程第 1 議案第 6号 平成23年度目梨郡羅臼町一般会計予算
  - ◎日程第 2 議案第 7号 平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算
  - ◎日程第 3 議案第 8号 平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算
  - ◎日程第 4 議案第 9号 平成23年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予算
  - ◎日程第 5 議案第10号 平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計予算
  - ◎日程第 6 議案第11号 平成23年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算
  - ◎日程第 7 議案第14号 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する

## 条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第1 議案第6号平成23年度目梨郡羅臼町一般会計予算及び日程第7 議案第14号職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についての2件について質疑を許します。

坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） ただいま上程されました議案第6号、一般会計予算と、議案第14号職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について質問をします。

まず、平成23年度一般会計の予算書の226ページですが、職員費について、職員3名採用する予定ということですが、その採用理由と3名の年間人件費、各種手当を含めて幾らになるか、確認の意味で、お答えください。

○議長（村山修一君） 総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） 採用職員につきましては、新採職員として3名を予定しております。これにつきましては、ことしの3月までの退職者で、定年退職も含めて5名が退職しておりますので、その補充ということで3名を予定しております。

それと、年間収入ということですが、年間収入調べておりませんので、給料表の、予算書の240ページを開いていただきたいのですが、こここのところに、初任給といたしまして、一般行政職13万5,897円、これに各種手当とボーナスを含めた額が総年収となるような見込みになっております。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） わかりました。もう1件ですが、議案第14号の給与改正条例ですが、5%の改善ということで提案されておまして、残りが2%になるのですが、5%の改善で約3,800万円の予算措置ということでよろしいか。

それから、今予算で5%改善するということで予算化したのは、その理由として、ちょうど財政が好転したからというふうに理解してよろしいか。

また、まだそれでも3%残っているわけですが、これはどの時期でもとへ戻すのか、お伺いしたいと思います。

○議長（村山修一君） 総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） 最初の御質問でありますけれども、この5%を戻したときにどのくらい金額になるのかという御質問ですが、議員、今、おっしゃったとおり、大体3,800万円程度というふうに試算しております。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） あとの3%をいつ戻すかということでございますが、先ほど一般質問で町長もお答えしておりましたが、早いうちという思いでありますが、できれば来年度にも戻したいという思いでおります。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 予算化しているのですから、ある程度好転をしたというふうに理解していいのかなというふうに思いますが、関連して、3回目になりますけれども、財政調整基金、財調についてお伺いしたい。財調の基金の現在残高と、ここの基金の活用目的、そして、組みかえ支消対象には特別会計は含まれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（村山修一君） 総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） 財政調整基金の今後の見込みでありますけれども、22年度末で4億8,158万円の残高となる見込みであります。それと、組みかえですか。財政調整基金につきまして、予算の足りない部分を補うということになっておりますので、この金をもって他会計に繰り出すことも可能だと思っています。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 活用目的について、ちょっと答えていないのですが、どういうところにこれを使うのか。

○議長（村山修一君） 総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） 失礼いたしました。この運用目的につきましては、予算上、その分で足りないものがあるとするれば、これを取り崩して予算化したいというような目的で使いたいというふうに思っています。

○議長（村山修一君） ほかにございませんか。

鹿又政義君。

○6番（鹿又政義君） 一般会計のページ数152ページ、産業活性化対策費についてちょっとお伺いをしたいと思います。新規に設けられた項目なので、3点ほどお尋ねをしたいなと思っております。

一つ目は、補助金対象、個人団体という話で説明を受けておりますけれども、この部分で、どのような選び方をするのか、個人、団体の選び方、そういうことが具体的に、例えば個人的に募集をするのですけれども、そこを審査する段階でどういうふうにするとか、それから、あと、予算、大体2分の1というふうに聞いているのですけれども、前の段階で、前段で出してもらえるのか、例えば、事業終わった後から補助金が出るのかとか、そういう部分で、ひとつ考え方を教えてほしいなと思っております。

○議長（村山修一君） 水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（石田順一君） どのような方が対象になるかということでございますが、従来より、新しいいき提案型の事業がございました。これは、目的が地域の活性化という目的で、わかりやすく言いますと、町内会活動だとか、そういうようなことが主だったと思います。今回は地域産業活性化ということで、産業活性化ということでございますので、従来は、対象者としましては、地域活性化に取り組む各種団体、グループ、そ

れから個人ということでしたが、産業活性化ということで、今までの産業活性化に取り組む各種団体、グループ、個人のほかに、産業団体もつけ加えてございます。言いかえれば、すべての人が対象になるということでございます。産業活性化に取り組む方々ということでございます。

それから、審査というか、申請をされまして、これから町民広く広報、それから各種団体の会合等々でPRしていきたいと思いますが、申請あった段階で、当然、担当課でそれを受理をしまして、審査をし、町長の決裁を仰ぎながら決定すると。内容につきましては、産業活性化に取り組む事業であればいいというふうにとらえております。

それから、これは従来からもそうなのですが、補助金が一応、事業の目的によりまして、2分の1、または3分の2というふうを考えております。2分の1の部分につきましては、その産業活性化を行うための先進地の視察だとか、そのような研修事業につきましては2分の1の補助、そのほかの産業活性化のいろいろな取り組みにつきましては3分の2ということになっています。

多分、概算払的なものの御質問だと思いますが、基本的には、申請していただいた段階で、申請書のほかに、当然、収支予算書等々を出していただきますので、その中でその概算払は行う予定でございます。

○議長（村山修一君） 鹿又君。

○6番（鹿又政義君） わかりました。もう一つだけ、確認の上で。審査段階で、いきいき地域提案型なんかで、そういう組織をつくりながら、その中で決めたりなどしていたのですけれども、そういうふうな地域提案型のような組織をつくりながら審査をしていくということは今のところは考えていないということですかね。

○議長（村山修一君） 水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（石田順一君） 多分、補助金の申請が上がってきたときに、その団体、その活動に補助金を出すべきかどうかという審査する組織ということだと思いますが、従来からそれは行っておりません。

○議長（村山修一君） 鹿又君。

○6番（鹿又政義君） これからいろいろな面で、皆さんそれぞれこれを使って、最大限の結果を出すための、きっと、皆さん、取り組みをしていくのだらうと思いますから、その部分で補助金を利用しやすいような仕組み等を考えながら進めていただければなと思います。

終わります。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤晶君。

○7番（佐藤 晶君） 今、鹿又議員が質問した中身とちょっと重複するのですけれども、協働のまちづくり推進事業のいきいき提案型事業、75ページのことについてちょっと聞かせていただきたいと思います。

今回、100万円という形で減額した形の予算組みでございます。今までずっと経過的などころを調べてみますと、最初は、ふるさと未来いきいき事業、そして、17年度から今の形の地域提案型の事業に変わっていったのだらうと思っております。最初、予算も結構ふるさと創生関係の部分もあったもので、500万円くらいの補助金という形を使いながら、地域の団体含めて、いろいろな形で利用されたのだらうと思っております。その後、いきいき地域提案型という形で、予算も、これは町長が1期目の途中から変わったと思うのですけれども、当初、約400万円近くあった予算が300万円くらいに下げたの取り組みだったと思います。そのころ、事業的な部分でどうだったのかなということで私も調べてみました。なかなか最初のころは、それほど事業評価というのはなかったのですけれども、最初取り組んだ、町長の最初の出足のときは結構よかったのですよ。これがやっぱり4年間というサイクルの中で、だんだん評価が少なくなっていったと。特に19年度でいけば、町長2期目なのですけれども、この2期目は200万円の予算に下がったのですけれども、このとき5件の件数で約240万円、予算よりかなりオーバーした形で利用された。ただ、次の年、同じく5件なのですけれども100万円ちょっとなのです。その次の年、21年ですけれども、これが51万円、また半減したのです。去年ですけれども、200万円予算とったのですけれども、1件の11万円しか使っていないのです。ということは、最初のときは、例えば、これは町長に申しわけないですけれども、1期目の最初の予算組んだときは、結構、庁舎内挙げてこれに取り組まなければならないという思いが随分伝わったのかなと。ただ、4年間経過する中で、だんだんその辺の思いというのが庁舎内には薄らいでいったのかなと、そんなところもちよっと懸念する部分もあるのですけれども、その辺ちよっと考え方も聞かせてもらいたいのですけれども。ただ、今回この100万円に落としたという部分で、そういう実績を踏まえながら、どのように評価をしながら、今回この予算組みをしたのかというところも、できれば担当のほうから聞かせていただければと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいま、いろいろお話をいただきましたけれども、当初、そもそも、ふるさと創生資金を投入しながら、いろいろな人づくりの事業をやってきたということは、これは広く町民の方々もお使いをいただきましたので、理解をされているかというふうに思います。これはもう、海外まで人材育成のために交流をしたというようなことで大きく事業の成果は上げてきたというふうに思います。これも、果実を使つてのことも含めて相当の額を投入できたということがありますが、今日、金利等も少なくなつて、この資金も底をついたということでありまして、次に、それを担うための地域提案型事業を進めてきたということで、今、お話しもありましたとおり、それぞれ、個々、あるいは団体、それから町内会、この組織をもって自分たちの周りの施設の維持管理、あるいは周辺の清掃活動等々も行ってきていただきまして、ある程度その成果を見たのかなというふうに私たちも評価をしております。その中であって、随分と相談をされてきたのは、

やはり産業団体、そういうところも多く、実はこういう組合にも相談を、漁協にも相談をしてみたのだけれどもというようなことが、随分私たちのところに相談も持ちかけられてきたというようなことで、実は、今、産業活性化プロジェクトもつくりながら協議会の組織もいただき、それから推進協議会と、下部の組織もつくっていただいて、いろいろな地域の活性化の話も承ってきました。そんな中で、これからは、十分、その産業活性化を生かした事業を取り組むべきではないかと、地域の声も多くあるということで、必ずしも、この100万円に、地域提案型を減額したから、それを支援していかないということではなく、これは当然に、そういう事業が出てくれば、補正でもしながら、また来年以降、そういう事業があるとすれば、そういう活動支援をしていきたいというふうに思っております。今年度は、特に地域で産業の活性化にという話が随分ありますので、ここに重点的に支援をしてみたい、補助をしてみたいと、そして活性化に結びつけばという思いで、今回300万円を産業の活性化に支援という形で上程をさせていただいているということでありますので、決して地域提案型の評価が低いとか、そういうことで減額をしたわけではありません。御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○7番（佐藤晶君） 今、副町長の考え方は理解しています。今、言われている産業活性化という部分では、当然、町民からの声も多分あったのだろうと思う。それとあわせて、それはそれと別として、やっぱり、町長のまちづくりを進める大きな要素の中に協働のまちづくりという部分をうたっています。そういう意味では、この地域提案型事業というのはその柱だったと私は思うのです。思っていたのです。

先ほど、副町長の中では、この後、補正の中で、もしかしたら上乘せできるかもしれないという話ありますけれども、考え方としては、例えば今、今回出される地域提案型のこの予算にしてもやっぱり同じ、同じとは言いませんけれども、大体、中身的なことと、利用のことからいくと、それほど変わるものではないのかなと私は思うのです。それであれば、どうしてこの地域提案型の中に、その辺も含めた形の対応ができなかったのかなと。そのところをちょっと私の考えと、そちら側の考え方がなかなか一致できないところがありますので、決して、この中で産業活性化の事業ができないというわけではないと思うのです。その辺はどういうふうに原課としては理解しながら取り組んだのか、ちょっとその辺ひとつ聞かせていただければと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今、御指摘いただいていることでもありますけれども、地域提案型事業につきましては、先ほど佐藤議員がおっしゃったように、実績としていろいろその年によってばらつきがあるということでもあります。これは、その年その年によって、地域から提案されていることが継続するもの、あるいは、単年度で終わるものということの中で、そういう数字的な結果の実績としてあらわれているのではないのかなと。したがって、地域提案型の事業、協働のまちづくりという形の一環の中でもって進めていくという

ことについては、今後も基本的には変わりはないと。ただ、需要として、今、そういう形になっているのだということでもありますから、需要が多ければ、当然それに伴った形の対応もしなければならぬというふうに思っています。

そこで、もう一つは、今回の産業活性化という部分とどう違うかということになってきますと、私としては、地域提案型というのは、そもそも、特に町内会、あるいは地域を単位として、経済という部分とは別な形の中での事業展開であったというふうに思っています。今回は経済団体、例えば将来的に個人の所得につながる、あるいは経済につながるということがあっても、これは産業の活性化という観点からそういう形に位置づけしてまいりたいということで、地域と、それから産業と、大きな位置づけをしたということでもありますので、その点を含めて御理解をいただければというふうに思っています。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○7番（佐藤 晶君） いずれにしましても、せっかく組んだ予算ですから、有効にやっぱり使ってもらいたいというのは私の思いでもありますし、これは担当の方々みんなそういうふうな形で取り組んでいくのだらうと思います。

ただ、先ほど私が言ったように、最初の出だしはいいのですけれども、これが2年、3年、4年と続く中で、うまくこれを継続しながら、この予算も十分満足に活用されるような形の取り組み、体制、庁舎内の体制を含めて、そういうように取り組んでいく姿勢をやっぱり感じさせるような形で進めてもらいたいということが、まず一つ思うのです。

今回の例えば産業活性化のこの予算にしても、これは少なくとも政策的な予算ではないのかなと。骨格予算を組んでる中で、政策的につくった予算ではないのかなと私は思うのです。ただ、これは首長がかわるかどうかは、それはわかりませんが、多分かわらないだろうと、そういう思いの中でこれは組んだのだろうと私は推測するのですけれども、本来、そこまでやろうとする思いがあるのであれば、少なくとも、これから23、24、25という年月かけながら、より実のある形の予算づくりというのを考えていってほしいなということを思うわけがあります。

逆に、今までは町民から待っているだけの予算組みというものもあったのだろうと思います。逆に、反対に、行政側からこういうふうな予算もあるからどうだという提案型もあっていいのではないかなと思うのです。これが、一緒に考えることによって、より有効に活用される部分だと思しますので、ひとつそんなところも含んで、これからの予算執行の中で考えていただければなと思います。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 今、佐藤議員からいろいろお話をいただきました。まず当町、協働のまちづくりの観点は一向に変わるものでもなく、これは町長がかわろうと、かわるまいと、この協働のまちづくりというのはやっていかなければならぬだろうというふうに思っております。

それと、今、庁舎内でも二大プロジェクト、医療の再生、産業の活性化ということにつ

いては、これは町民もそういう思いでいるということを十分感じておりますから、十分、その意は酌みながら行政を進めていかなければならないというふうに思っております。

そこで、この今の産業活性化に伴う支援の補助金、あるいは地域提案型、これにつきましては、横断的に使えるような形で十分、町民が利用しやすい形、これを一番の念頭に置きながら、私たち進めていきたいというふうに思っております。それと、しっかりと職員が相談に乗ってあげると。そこには人的な補助もしていくというようなことも含めて、しっかり相談を受けるということも含めてやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま審議されております一般会計予算及び関連条例については、質疑をこれで一時打ち切り、一括審議の中で総括的に質問をしていただきたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 御異議なしと認めます。

これで、一般会計予算及び関連条例の質疑を一時打ち切ります。

次に、日程第2 議案第7号から日程第5 議案第10号までの平成23年度各特別会計予算4件について、質疑を許します。

田中良君。

○2番（田中 良君） 診療所会計のところの365ページで、中段にあります備品の購入費、3億4,340万6,000円、この金額につきまして、この備品を購入するに当たって建設費の本体工事の、建設工事の約67%まで備品の購入代が上がってきております。これにつきまして、どのような意向を持ってこれを進めているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） 24年4月から、御案内のように、孝仁会が引き受けていただけるような内容での変更という形で、今回、医療備品について、結果としてMRI、あるいはCTのグレードアップ、それから画像サーバーシステム、あるいは電子カルテ等の導入といったようなことで、トータル的に住民の、あるいは患者の利便性等も含めて、羅臼の医療が今以上に安定的に、しかもサービスの向上につながるというようなことで考えておまして、そのような設備の機器の導入ということで考えてございます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） 今説明あったとおり、機器を高度なものに移行するというところで、備品をふやして、備品の金額がかかっているという説明を受けました。それにつきま

して、先ほど来、診療所事務長からも聞きました、孝仁会さんからの要望もあってということの認識でよろしいでしょうか。

○議長（村山修一君） 診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） 意向もあっての判断でございます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） それであれば、町長に1点だけお聞きしたいと思います。導入に当たっての最終的な決断的なもので申しますと、町民のための医療のために、より時間の短縮等とかいろいろなことを踏まえて、この孝仁会さんからの条件をのんで備品のグレードアップに踏み切ったと思うのですが、それで間違いはないでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今回、たまたま、タイミングの中で、改築ということも一方で進んでいるわけでありまして。そういう中であって、私は改築に当たって、基本的には、まず町民が利用しやすいものであるという、ハードの部分ではそういうこと、それから、そこに働くスタッフが働きやすい環境であるということをもまず申し上げてまいったところがあります。当然、住民の医療の安定化というようなことも踏まえた中で、以前に羅臼の地域医療ビジョンという、医療ビジョンということを示しております。したがって、その医療ビジョンの中にいろいろなことが書かれておりますけれども、それを踏まえた上で、孝仁会としては、そういう羅臼の医療ビジョンであれば応援できるという話がありましたし、それから、今、どんどん医療技術、あるいは医療機器が進歩しているという状況の中で、羅臼にそういうMRIも含めて、高度といいますか、そういう機器を導入することによって、町民が、ケースによってはわざわざ遠くまで行かなくても、羅臼でもってそれが可能だということ。それからサテライトといいますか、そういう連携することによって、画像診断等によって、ここでもってある程度の診断ができると。当然、診断の結果によって、専門的な治療が必要であれば、それはそれとして専門のところに行かなければならないということでもありますけれども、今までのように、最初から町外、あるいは遠いところまでということではなくて、一たん、この診療所でもってそういうことが、そういう機器をフル活用してやっていただけるということであれば、結果としては町民の精神的な負担、さらには、町外に出ていくことによる経済的な負担と、両方の負担が軽減できるだろうということで、一にも二にも、町民の医療のサービスと、医療の安定ということに眼目を置いた中で、そういう私なりの医療機器の導入の判断だということ御理解いただきたいと思っております。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、審議されております各特別会計予算4件につきましては、これで一時質疑を

打ち切り、一括審議の中で総括的に質疑をしていただきたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 御異議なしと認めます。

したがって、各特別会計予算4件の質疑を一時打ち切ります。

次に、日程第6 議案第11号平成23年度水道事業会計予算について、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、審議されております水道事業会計予算につきましては、これで一時質疑を打ち切り、一括審議の中で総括的に質疑をしていただきたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、水道事業会計予の質疑を一時打ち切ります。

次に、日程第1 議案第6号平成23年度目梨郡羅臼町一般会計予算から日程第7 議案第14号職員の給与特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの7件に対する総括質疑を許します。

小野哲也君。

○4番(小野哲也君) 先ほどは大変失礼しました。全体に関しまして、職員費のことでお伺いしたいと思います。今、マイナス8%からマイナス3%という状況になろうとしているかという状況でいいと思いますけれども、これを、今、改選期の前に、この時期に予算書の中に盛り込んだという意味、それと、それ自体が5%だという意味をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長(村山修一君) 町長。

○町長(脇 紀美夫君) このことに関しましては、先ほど来いろいろと議論があったところでありまして、私としては、職員にそういう10%の削減ということ、非常にお願してきた中で、職員にはいろいろと、決してそれをよしとするわけではありませんけれども、いろいろな今のその時点における町の財政状況も踏まえた中では、職員としては理解をしていただいたということでありまして。したがって、理解していただいた時点では、私としては、最終的には、これはあくまでも例外的な規定であるということで、条例の法則自体は変わっていないわけでありまして、特例をもってやっているということでありまして、私としては今任期中に、できれば戻したいという思いはしておりましたけれども、結果として、今、来年以降のことも踏まえて考えたときに、ゼロに戻れるようなところまで行ければよかったですけれども、職員はそれは当然望んでいたことであり

ますけれども、私としては、一気にそこまでというのはなかなか難しいという状況も踏まえた中で、職員との話し合いの中で5%になったということでもありますから、数字的に最初から5%とか4%とかということではなく、職員との協議、話し合いの中でもって5%のところに落ちついたということでもあります。私としては、そういうことも含めて、改選期ということはありませんけれども、あえて、できれば私の任期中にゼロに戻したかったという思いの中で、こういう形をつくらせていただいたということでもあります。

○議長（村山修一君） 小野君。

○4番（小野哲也君） いろいろと労使交渉の中での話し合いの中で、5%戻すという形が出てきたのだというお話でよろしいかと思うのですが、これが、そうではなくて、もうゼロ%にしましょうと、全部戻しましょうと。もしくは、マイナス5%ではなくて、マイナス3%にしましょうという状況というのがあるかと思うのですが、その辺というのは、どういった話し合いをされたのでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 職員としては当然、最初からといいますか、私の思いもそこにはありましたが、思いどおりいかないというようなことも結果としてなったわけですが、職員としては当然、ゼロ%にしてほしい、ゼロ%というか、ゼロにしてほしいと。当然、受けるべき給与にさせていただきたいというのが、去年もそうですし、おとしもそうですし、減額した次の年からそういう交渉が続いていたということでもあります。それについては、いろいろと職員に理解を求めながらこういう形になってきたということで、段階的に、前回は2%、今回は5%、残るのは3%ということでもありますから、その都度、その状況に応じて職員に理解を求めながら、結果として交渉、交渉というか、その話し合いの結果こういうことになったということでもありますので、その内容の交渉経過の中身までは、一々公表できる話ではないというふうに思っています。

○議長（村山修一君） 小野君。

○4番（小野哲也君） 私は、たしか消防のときだったと思いますけれども、そのときにも同じ質問をさせていただきました。その中で町長が言われていたことは、使用者である立場ということと、あと、そこでふやすことによつての、たしか地元への還元みたいな話しもしていたと思うのです。その中で、例えば、私も1事業主として考える中で思いますけれども、使用者としての立場というのは非常によくわかるのですが、今、皆さん方が職場で仕事をしている中で、皆さんは、中で、このまちのいろいろな場面場面に、現場現場で動き出すわけですよ。その中の例えば農林の人だったら農林のところに行くでしょうし、漁業の人だったら漁業の人、状況を、いろいろな現場に行くわけですよ。行く中において、今、そういう状況であって動いている、その状況はわかります。

もう一つ、例えば、地元への還元ということ言えば、これが先ほどからの話し合いの中で3,800万円というような状況で数字が出ていますけれども、例えばこれを、一つの例ですけれども、例えば2割のプレミアムの商品券つけたりとかと、例えばそれが1,

000万円つけたとしても、5,000万円の、町内で言えば商店街のほうに還元ができていくことになると思うのです。そういったものというのは、前にもプレミアムの商品券とかはやりましたけれども、今回、これをマイナス5%上げるのだと、戻すのだと言っている中で、先ほど佐藤議員のほうからも話はありましたけれども、その中で、ちょっと今は改選時期で言うのは難しいのですけれども、今後新しい町長が出る中で、先ほど、今の脇町長は地元に対して産業とか地域とかの発展、そういったものを非常に今まで以上に言っていると思います。そういう状況が今度、新しい町長の中でも勢いを芽吹いていくのだと思うのですが、その形の認識をとらえておいてよろしいでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 質問の中で、恐らく消防の議案説明の中で話した中に、町内における職場としては大きな職場であるという中で、人件費の削減ということがずっとこれが続いていくとするならば、消費者という観点から、町内の商店等に及ぼす影響もあるだろうということは一方の別な点から申し上げたというふうに思っております。したがって、これも前も申し上げておりますけれども、町長としては当然、町民のことを考え、その町民の中には職員も入っていると。それから、職場の長として考えたときには、職場の職員のことも、職員の代表である町長という両面があるということでもありますから、したがって、職員の職場の長としては、先ほど来申し上げておりますように、できればゼロというか、全くカットしない形に戻したいと、職場の長の立場だけで考えればそういうことになるのかもしれませんが、町民を代表する町長としては、それだけではいかないと。したがって、町民とのそういうことも含めて、ゼロになかなか、全くもとに戻せないという、戻せないというのも、結果としてそういう判断をしているということでもありますので、新しい町長になったときというような話もありましたけれども、新しい町長になったときに、この3%をどう扱うかということもありますけれども、それは当然、その時点その時点で職員組合と当然協議していくことになるかというふうに思っているところではありますが、先ほど副町長が申し上げましたように、できれば、この3%については来年度のうちに戻したいというか、減額を、特例の条例は終結したいという思いでいるということでございます。

○議長（村山修一君） 小野君。

○4番（小野哲也君） 私、何でこのことにこれだけこだわるかといいますと、私が議員になろうと思ったきっかけが、こういうことがあったのです。というのは、実際、私もいろいろと青年活動をやらさせていただきまして、その中で町の職員の友達とかいろいろと知り合いになったし、それで、私としても異業種の漁師の人方であるとか、同業種の方でもいろいろと知り合いになったのですけれども、どうも中身的に、役場の職員の方々は、どうしてもこの建物の中で物を考えてしまっている嫌いがあるのではないかというのが、僕はあったのです。何か、本当にいろいろと話をしても、対立の中で、町民と職員とが対立しているような雰囲気、その活動をしているときに僕は感じました。それを感

じたがゆえに、そうではないのだよと、みんな一緒なのだよと、みんな一緒で行こうと思っているから、だからこそ僕は議員になりたいと思った。この流れも、そうではない、そういうふうにしていかないと、みんな一緒になって羅臼町として闘っていかねばならない、ここに関して考えられる敵というのは町外の人たちです。だから、羅臼町の人方に関して言えば、みんながここで一つの壁をつくるということを僕はなくしたいと思って、町議というものに立ちました。それも私が立ちたいと思っていた一環です。

その中で、今、私は気持ち的には、今これだけ、先ほど秋アジもだめ、昆布もだめ、スケソウもだめ。それで、例えば私たちの業界で言えば、予算などはもう、見る目もないくらい下がっております。その状況の中で、私は、戻すことは戻さなければならないと思っております。その中でも、ちょっと時期尚早なのかなと私は思っていました。なおかつ、この改選期にこれをやるのではなくて、あくまでも今回は骨格予算なものですから、6月に改めてやるのもよかったのかなという気もしておりました。そう思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 小野議員のおっしゃりたいという思いは、十分私もわかります。ただ、このことに関してさらに申し上げるとするならば、今の地方公務員における給与制度を抜本的に変えない限り、これは一首長としては、なかなかそこは踏み込めない部分だというふうに思っています。したがって、人事院勧告制度、これ自体をまず根本的に何らかの形で変える。現実には、今、国のほうで、どうなったかわかりませんが、公務員にスト権を与えると。その中で人事院勧告制度、地方の、国は当然残るでしょうけれども、地方については、その地方地方において、自治体において、そういう労使交渉などによって賃金を決めるのだという方向性も一方では議論されているわけでありますから、そういうことが根本的に変わっていくとすれば、今私がいろいろ申し上げていること、あるいは、議員さんからいろいろと指摘もされていること、これについては、このまちの中での、地域主権の中で、ある程度、これを議論されていくことになろうかと思えます。そうすれば、町民の理解も得られるでしょうし、職員のまた理解も得られるということになろうかと思えます。したがって、今の現状の中では、今、議論がなかなか、一方では理解はされているけれども、かみ合わない部分も中にはあるのかもしれませんが、しかし、それはそういう状況の中でありますので、今回は、そういう制度の中での私のできる範囲の中での運用と。運用というのは、特例を職員に理解を求めてやっていると、その運用であるということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

山下崧君。

○8番（山下崧君） それでは、総括ということで、町長と教育長にお尋ねしたいのですが、午前中から一般質問の中にも重複する部分もありますけれども、人口減少と高齢化が同時に進行して、これが想像できないぐらいなスピードで入っている時代です。今

年度の予算についても、診療所の建設についても私も大変よかったなど、これについては敬意を表したいと思います。しかしながら、高齢化社会に向かって、また、自立するまちとして、今後どうするかということが一番大きな課題かと思っています。

私は、総論として町長にお尋ねしたいのは、自立してきているのでしょうかけれども、これから、いわゆる人口減少が長期に継続的に進行すると、町全体の経済規模が縮小されます。それはどういうことかということ、地域経済の規模縮小に対処する計画がなければならぬし、さらに、いわゆる国の交付税、これらの減少、かなり減額というか、こういうことが見込まれると思います。そのために、町長は今後そういうことに対して、総論的な考え方で結構ですから、どういう心構えを持っておられるのか、それをまずお尋ねしたいと思います。

それから、人口減少について教育長にお尋ねしたいのは、中高一貫教育、今盛んに進めておられているのでしょうかけれども、先般の学力テストですか、小学校は大変よかった。これはもう本当に努力で、これも敬意を表したいと思います。しかしながら、中学校がちょっと伸びない。それと、将来的に羅臼高校が存続するかどうかという、私、個人的な考えですけども、これはどう思っておられるのか。それに対して私は提案したいのは、もっと特色ある、いわゆるコースとかカリキュラムを設けて、地方からでも呼ぶぐらいなお考え、人材育成ということ、それと、高校の存続ですね、人材を育てることは、まちの財産ですから、これらについての、もしかお考えがあればお尋ねしたいなど。

これはどういうことかということ、いろいろこの予算見て大変努力なさってつくったにしても、これからはだんだん予算が、先ほど言ったように、少子化になれば規模縮小です。そのとき、最終的には住民のいわゆるその生活、サービス、これらが低下するおそれがあります。おかげで、先ほど言いましたように、診療所は見通しが立って、これは一つ明るい材料かなど、今後の推移を見ながらこれはいかなければならない問題ですけども、この2点について総括的な答弁で結構ですから、いただければと思います。

以上です。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） まず、基本的には、安心して暮らせる状況をつくらなければならないと、まずは町民が。したがって、今、診療所がようやく改築、そして運営もという状況になってきました。したがって、ここに至るまでの間、決して町民に安心して暮らせる状況ではなかったということ、これは町長として私の責任であろうというふうに思っております。したがって、今、人口減少、あるいは高齢化と進んでいく中で、人口の減少をとめる施策をしなければならないということはありますけれども、ただ、物理的にそれがとめられないとすれば、それを減り方を最小限に食い止めなければならないというふうにも思いますし、一方では、交流人口をふやすということもまた必要であろうというふうに思っています。そういう中であって、結果として、それでも羅臼ばかりでなくて、日本全体が人口の減少ということも言われているわけでありますから、だとするならば、羅臼は

羅臼のまちとして自立した中で、規模、その規模に合ったまちづくり、あるいは身の丈にあったまちづくりと、コンパクトなまちづくり、しかも、少子高齢化ということであれば、高齢者が今後、人口が減っていく割には高齢者の比率は減っていかないということであれば、当然、長生きしていただける町民もふえてくるわけでありますから、そういったことでは、当然、高齢者がみんな生きがいを求めながら安心して暮らせる、そういう高齢者が集えるような状況、こういうまちづくりをしていかなければならないのだというふうに思っております。したがって、キャッチフレーズ的に、これはということではありませんけれども、総論的に申し上げれば、そういう思いの中でまちづくりをしていかなければならないというふうに思っています。これは、町長がだれであれ、我がまちの置かれている状況、産業形態、あるいは人口の問題等々を考えたときには、そう大きな違いはないのであろうというふうに思っているところであります。

以上であります。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 人口減少に対する中高一貫教育の状況ということについて、お尋ねでございました。現在、中高一貫教育における学力という問題につきましては、議員御指摘のとおり、小学校におきましては全国レベルまで達してきているということ。中学校におきましても、あともう一つで全道平均まで至るといふような状況になっているということでございます。

その中における生徒の減少ということでございますけれども、減少につきましては、基本的なところ、高校の存置という大きな課題にぶち当たっていくというような状況も踏まえながら、今現在、中高一貫教育で進めております自然環境教育をもっと特化したものにしていければいいというような考え方を持っております。その特化した中において、生徒を、道内もしくは全国から公募できるような体制について、高校とも連携しながら進めていければ理想的な形だというふうに思っておりますし、また、現在、高校の校長のほうと私どものほうでは、そういった場合を想定して、では、今何が足りないのかというような協議についても進めさせていただいているという状況でございます。

できる限り、今現在、子供たちの減少ということは、10年先、15年先見えてきているわけでございますので、そういったことに対応できるような施策ということについて、関係者とともに詰めながら、二間口の今の現状を何とか維持できるような方策を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 山下君。

○8番（山下崧君） 今、二人の答弁で、大体、私は総論でお答え願いたいと。これは、何でこういうことなのかということは、これは世間が人口少子化、これは間違いない時代に入っています。そこで、やはりここで生まれて育った、先ほどの北方領土でないですけども、そこで国後で、仮に、話変わりますけれども、育った人は、そこがふるさとなの

ですよ。そのふるさとがだんだん縮小される。それは努力はしているでしょうけれども、やはり愛するふるさとであるということのために、今以上に、先ほど言ったように、高齢化、いわゆる少子化はどんどん早く進んでいると。それには、何の妙手というのは特別なと思います。ですが、人を育てることをもう少し教育長にお願いして、今まで努力はしていると思うのですよ。だけれども、もっと特化して、それから、町民にわかるような人材育成、細かいことは言いませんけれども、今以上に教育長、教育について、本当に高校を存続できるように、特化した、いわゆる羅臼高校といいますか、中高一貫教育の。それが、教育長も知ってのとおり、高校卒業生が進学とかいろいろなところへ行っているのは私も知っています、内容について。これについては申し上げるつもりはありませんけれども、やはりもう少し地元で教育できる人材を育てて、地元で間に合うような、または、よそへ行っても使えるような、そういう教育をできるようにお願い申し上げて、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） またさっきに戻ってしまうのですが、議案第14号給与条例改定ですが、るるお話しあったように、財政赤字に1割の給与減額をしたと。これを、もとの給与水準へ近づける、ある意味では、もとの水準へ戻すための改善提案だというふうに思います。その意味では、できるだけ早期に回復する必要があることは言うまでもありません。一方で、私は一般質問でもこのことを強く申し上げましたが、現在の住民の負担、特に国保税にあるように、全国でもトップレベルの重い負担を改善せずに、職員の給与改善が先行することについては、順序が違うというか、町民の理解もなかなか得にくいのではないかというふうに私は思います。

議案7号の国保会計の特別会計予算で、予算上ですが、4%ないし5%また上がるという予算になっていますが、この国保税の改善、要するに、羅臼町の被保険者が負担が軽くなったというふう実感するには、やはり1万円程度、現状から引き下げる必要があるというふうに私は思っています。この1万円を引き下げるための財源といいますか、約3,000万円だと思うのですが、先ほど財調のお話も聞いたのはそういう意味があったのですけれども、この際、財調基金等の活用をして、その負担の軽減をやはり図る必要があるのではないかというふうに私は思うのですが、町長のお考えをお伺いしたい。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 国保税のことにつきましては、議論の中であったように、あくまでも予算措置上の金額としては引き上げになっております。結果はわかりませんが、課税してみなければ。これは5月の末になると思います。したがって、6月の定例会には、当然これが、6月になるか、あるいは5月の末の臨時会になるか、納付書の発付の問題がありますので、その辺の調整は必要でありますけれども、いずれにしても、今、確定申告も

やっている最中でありますから、それらのことを全部計算してみなければ、結果として、予算対予算ではこうなっておりますけれども、22年の実績と比べて果たして23年度の賦課額がどうなのかと、ここで最終的に判断してもらうのではないかとということであろうというふうに思っています。したがって、これはあくまでも予算上の措置だということで御理解いただければというふうに思っております。

それと、もう一方では、今、人件費に絡んでのお話がありました。先ほど来いろいろと申し上げておりますけれども、国保税のことにつきましては、国保税の観点からのみ見れば、当然、そういうことは坂本議員おっしゃるとおりであります。しかし、一般会計からの繰り入れということになってまいりますと、果たして、どれが適当な繰り入れなのかということについては、なかなか簡単に答えを出せる話ではありません。したがって、財政全体の運営の中で、どうあるべきかということと、それから、繰り返しになりますけれども、国保の加入者、被加入者の理解は、では、どこまで得られるのかという問題もここにあるわけでありますから、したがって、財政調整基金云々というだけの中では、なかなかそれを解決するわけにはいかないと。

したがって、最終的には、それを解決をするためには、やはり国保会計の安定的なそういう財政運営をしなければならないという中では、基金をきちんと、一定の基金を持たなければならないと。財政調整基金を持たなければならないと、国保自体のですね。したがって、その国保自体の財政調整基金によって、国保税の軽減なり、あるいは、変動に耐え得るような財政運営をしていかなければならないと、これが最終的な目的であろうと。それが今まででなされていないというのが、今、坂本議員おっしゃるように、そういう負担がふえているということの要因の一つになっていると。

しかし、一方では、それもこれも結果として医療費が、ここにかかっているという形の中での加入者に負担願うわけでありますから、健診であるとか予防であるとか、結果としては医療費がそれだけかからないような形の施策を、今後、行政も町民も含めてやっていかなければならないことであろうと、これは以前から坂本議員が主張しているとおりでありますので、そういう形の中で進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） ほかに、質疑ありませんか。

佐藤晶君。

○7番（佐藤 晶君） 総括ですので、ひとつ、町長と教育長にお話をさせていただきます。

まず一つは、今回、任期満了ということもありましての骨格的な予算づくりだったと思うのです。そんな中で、いろいろと中身を見ると、結構それなりに町長の思いというのも入っているのかなど。そんなところをちょっと、基本的には町長の、今回予算を組んだ部分での思いというのをちょっと聞かせていただければと思います。

それと、もう一つ、教育長にちょっと伺いたいのですけれども、特に、人づくりとかま

ちづくりとかということ言えば、社会教育というのはすごく大きな役割というのを果たしている部署だと思うのです。そういう意味では、人材育成等も含めて、職員体制含めて、これからどう進めようとしていくのかなというところがちょっと、なかなか見えないところがあるのですけれども、特に24年は、中期計画の策定に向けて取り組んでいるということでもありますので、将来的なこともあるのですけれども、今後、社会教育の進める部分で、特にまちづくりという視点で考えたときに、どのような形で向かっていくのかなというところもちょっと聞かせていただければと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） お答えいたします。

今回の23年度予算、改選期を迎えているという状況の中で、骨格ということになっておりますけれども、中には、かなり政策で予算も含まれているのではないかとこの中の町長の思いということでもあります。これについては、きょう、午前中からいろいろ質疑ありますように、私は6,000人町民の思いが何であるか、そこをまず考えてみたいというふうに思っています。

したがって、今、町民が思っていることについては、当然、先ほど来話しておりますように安心して暮らせるまちづくり、その最たるものは、やはり医療がしっかりしていなければならないことであろうというふうに思っております。したがって、そういう医療がしっかりしていかなければならないということ。それからもう一つは、羅臼は今、水産に依存しているような状況の産業構造の中にあって、何とか付加価値も含めながら産業の活性化というということに、町民もそういう思いもしておりますし、当然、行政としてもそういう方向だということでもありますので、町民の思い、これを実現するのも町長の役割であろうと。

したがって、町長がこういうまちづくりをしたいというのも一方ではある中で、町民の思いがどこにあるかと、その思いを十分理解しながらまちづくりをしていくという、その継続性の一環として今回の予算編成をしたということでもありますので、結果としては総合計画の範囲の中で予算編成をしたと。したがって、その結果として、ある意味では骨格的なことから、さらにまた政策的なことと。これは診療所についても、そういうことが言えるかもしれません。それから、先ほどの質問があった産業の活性化の300万円の予算措置と、これについても、ある意味では政策的な予算ではないのかというふうに言われるかもしれません。しかし、それもこれも、そういう町民の思い、しかも行政は、トップがかわったとしても、そう、町民の思いが変わるものではないという判断の中で、そういう予算編成をさせていただいたということでもありますので、御理解いただければありがたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 社会教育の施策ということのお尋ねでございました。人づくり、まちづくりを推進するに当たりましては、まさに青年層ということの取り組みも重要

な課題であるというふうに思っているところでございます。特に、本年度23年度につきましては、学社連携というようなことを意識しながら、事業を通じながら、学社連携の中で緊密な連携を保ち、効果的な事業の高まりを求めていくということを意識しております。特に今までは、高校生を中心としたリーダー養成だとか、それらの育成ということに若干の取り組みの弱さがあるものというふうなことを考えているところでございました。したがって、23年度におきましては、各種事業の展開を通じながら、高校生のサブリーダーの育成を目指してまいりたいというようなことを一つ考えているところでございます。特に、自然環境学習等に置ける高校生の活用というようなこと、または、それに類似する授業について、今、自然環境教育を実施していることもございますので、そういった中で生かせる場をできるだけ生かしていきながら、それらがリーダーに育っていくというような基礎的な活動をまず展開をしながら、それを卒業後に受けて、つなげていくというような考え方を持って取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、今、各漁協、もしくは商工会等と青年部があるわけでございますので、これらの青年層との連携を保ちながら人材の育成に向けた検討をしていきながら、それぞれ、その活動の核となる検討をさせていただきたいというような考え方を持っているところでございます。基本的な社会教育におけるリーダーの養成というのは、喫緊の課題だというようなとらえ方をしておりますので、こういうような活動を意識的に取り進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○7番（佐藤 晶君） ありがとうございます。社会教育の教育長の今の話でも、これから来年ですか、中期計画は、その中には十分生かされた形の中で対応になっていくのだろうと思います。特に懸念する、青年層の動きがなかなか鈍いというところを感じるのですけれども、それらは十分これからの動きの中で少しずつ改善されればいいのかということも期待もしております。

例えば、人材という中で言えば、職員間といいますか、もとは社会教育に関する職員配置なんかというの、今以上に対応はできていたのかなということも思うのです。近年、そういう面では、ちょっと行政側も少し緩んでしまったのかなと、そんなこともちょっと感じます。できればそんなところも含めて、これからの施策の中で考えてもらいたいなど一つはお願いしたいと思います。

先ほど町長のお話の中でありましたけれども、骨格といいながらも、いろいろと政策的なことも、当然長いスパンの中で考えることですから、大事どころ大事どころへ予算組みをしたのだらうと思っております。特に今回は、病院建設という大きな柱の中で、実現に向けて動いているという部分で、また、産業活性化で言えば、地域住民の声としては高く声上がっている中で考えた一つの予算組みでもあったということであれば、私はそれなりに、例えば人件費のことでいろいろありましたけれども、これもまた一つの今の動き

の中ではない仕方ないのかなど。そういう状況に今あるのだらうということでは理解していますので、できれば、いい方向の中でまちづくりを今後進めていただければなと思っております。

終わります。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ここで、2時30分まで休憩します。2時30分再開します。

午後 2時13分 休憩

---

午後 2時30分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、日程第1 議案第6号平成23年度一般会計予算から日程第7 議案第14号職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてまでの7件を採決します。

この採決は、1件ずつ起立によって行います。

議案第6号平成23年度一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立多数です。

したがって、日程第1 議案第6号平成23年度目梨郡羅臼町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成23年度国保会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立多数です。

したがって、日程第2 議案第7号平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成23年度介護保険会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立多数です。

したがって、日程第3 議案第8号平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成23年度後期高齢者医療会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立多数です。

したがって、日程第4 議案第9号平成23年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成23年度国保診療所会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立多数です。

したがって、日程第5 議案第10号平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成23年度水道会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立多数です。

したがって、日程第6 議案第11号平成23年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号職員の給与の特例に関する条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立多数です。

したがって、日程第7 議案第14号職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償  
に関する条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第12号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

なお、各委員会において十分な説明がされておりますので、簡潔に説明を願います。

総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） それでは、議案の55ページをお願いいたします。

議案第12号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

56ページをお願いいたします。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

今回の改正内容につきましては、特別職の職員で非常勤のものものうち、年額報酬及び月額報酬の職員に対する報酬の改正で、現在の年額計算から日額計算に改正するものであります。

そこで、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項を削る。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に第1条を加える。

報酬支給の始期、終期及び計算。

第3条、新たに特別職の職員となったもの、または報酬の額に変更のあった特別職の職員には、その職についた日、または報酬の額に変更のあった日からそれぞれ報酬を支給する。

2項、特別職の職員が、辞職、任期満了、失職等により、その職を離れたときは、その日までの報酬を支給する。

3項、前2項の規定により報酬を支給する場合にあっては、月の初日から支給するとき以外のとき、または月の末日まで支給するとき以外のときは、年額で定められている報酬については、その報酬年額の12分の1に相当する額、または、月額で定められている報酬については、その報酬月額をそれぞれの月の現日数で除して得た額を基礎として日額によって計算する。

4項、前項の規定により報酬を計算する場合において、円未満の端数が生じたときは切り捨てる。

附則として、この条例は平成23年度4月1日から施行する。

なお、参考資料の1ページ、資料1に新旧対照表を記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第12号特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第12号特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第13号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
制定について

---

○議長（村山修一君） 日程第10 議案第13号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） 議案の57ページをお願いいたします。

議案第13号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の給料に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

58ページをお願いいたします。

職員の給料に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例の一部を、次のように改正する。

参考資料3ページの資料2の新旧対照表をごらんください。

改正内容であります。職員の住居手当の改正でありまして、自己の所有に係る住宅に住居している職員で、世帯主に対し支給していた住居手当、月額5,000円を今回は廃止するものであります。

第12条の2は、そのことに伴う条文の整理であります。

附則として、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第13号職員給与条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第13号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第15号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の  
変更について

---

○議長（村山修一君） 日程第11 議案第15号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） 議案の61ページをお願いいたします。

議案第15号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、当該組合に広域紋別病院企業団が加入することとなり、規約の改正が必要なことから、当該組合より条文のとおり規約改正の協議依頼があったものであります。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものとなっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第15号町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第15号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第12 議案第16号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

---

○議長（村山修一君） 日程第12 議案第16号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） 議案の62ページをお願いいたします。

議案第16号北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、当該組合に広域紋別病院企業団が加入することとなり、規約の改正が必要なことから当該組合より、条文のとおり規約改正の協議依頼があったものであります。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものとなっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第16号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第16号市町村総合事務組合格約の変更は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第16号北海道市町村総合事務組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 発議第1号 羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則制定  
について

---

○議長（村山修一君） 日程第13 発議第1号羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小野哲也君。

○4番（小野哲也君） 発議第1号羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則制定について。

羅臼町議会会議規則（平成2年規則第8号）の一部を改正する規則を、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成23年3月9日提出。

羅臼町議会議長村山修一殿。

賛成者、羅臼町議会議員小野哲也。

賛成者、羅臼町議会議員田中良、同、佐藤晶、同、鹿又政義。

羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則。

羅臼町議会会議規則（平成2年羅臼町規則第8号）の一部を次のように改正する。

第50条の次に、次の1条を加える。

(町長等の反問)。

第50条の2、議長から会議への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長に許可を得て反問することができる。

第60条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に、次の1項を加える。

2、前項の規定による質問は、一問一答方式で行うものとする。第62条中「第54条(質疑の回数)及び」を削る。

附則。この規則は平成23年4月1日から施行する。

提出理由。

議場で行われる質疑応答は公開の討論であり、特に町政にかかわる論点、争点については、より明確にすることが求められる。このようなことから、質問に際して、一括質問方式に変え、一問一答方式で行うこととし、また、質問が概括的、抽象的にならないよう、議長から本会議への出席を要請された町長及び教育委員長、監査委員、教育長は、議論の質問に対して議長の許可を得て反問することができるものとする。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) これで、質疑を終わります。

これから、発議第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第13 発議第1号羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 発議第2号 羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定 について

---

○議長(村山修一君) 日程第14 発議第2号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小野哲也君。

○4番(小野哲也君) 発議第2号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町議会委員会条例(平成2年条例第18号)の一部を改正する条例を、地方自治法

第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成23年3月9日提出。

羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員小野哲也。

賛成者、羅臼町議会議員田中良、同、佐藤晶、同、鹿又政義。

羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例。

羅臼町議会委員会条例（平成2年羅臼町条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条」を「第20条」、「第20条-第25条」を「第21条-第26条」に、「第25の2」を「第26条の2」に、「第26条」を「第27条」に、「第27条」を「第28条」に改める。

第27条を第28条とする。

第5章中第26条を第27条とする。

第25条の2第3項中「第23条」を「第24条」に、「第24条」を「第25条」に、「第25条」を「前条」に改め、第4章中同条を第26条の2とする。

第3章中第25条を第26条とし、第20条から第24条までを1条ずつ繰り下げる。

第2章中第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（町長等の反問）。

第19条、委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して委員長の許可を得て反問することができる

附則。この条例は平成23年4月1日から施行する。

提出理由。

質疑応答において、特に町政にかかわる論点、争点については、より明確にすることが求められている。このようなことから、質問が概括的、抽象的にならないよう、常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長及び教育委員長、監査委員、教育長は、議員の質問に対して委員長の許可を得て反問することができるものとする。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第14 発議第2号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 発議第3号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（村山修一君） 日程第15 発議第3号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小野哲也君。

○4番（小野哲也君） 発議第3号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例（昭和39年条例第2号）の一部を改正する条例を、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成23年3月9日提出。

羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員小野哲也。

賛成者、羅臼町議会議員田中良、同、佐藤晶、同、鹿又政義。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例（昭和39年羅臼町条例第2号）の一部を、次のように改正する。

第3条中「議員となった月分から支給し退職、辞職又は失職の月の当月分まで支給する。」を「議長、副議長、常任委員長及び議会運営委員長には、その選挙された日から、議員には、その職についた日から、それぞれ議員報酬を支給する。」に改め、同条に次の3項を加える。

2、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が任期満了、辞任、失職、除名、死亡または議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給する。

3、前2項の規定により議員報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、または月の末尾まで支給するとき以外のときは、議員報酬の月額をその月の現日数で除して得た額を基礎として、日割りによって計算する。

4、前項の規定により議員報酬を計算する場合において、円未満の端数が生じたときは切り捨てる。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

別表2中「第5条」を「第4条」に改める。

別表3中「第5条」を「第4条」に改める。

附則。この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提出理由。

当町の議員報酬は月額で定められており、就任期間は月の初日に始まり、月末をもって満了となるため、「就任期間が1カ月に満たない月」が生じる場合は、その月の現日数を基礎とし、日割りにより計算して支給する方法が実態に即しているため。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第15 発議第3号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第16 発議第4号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書

---

○議長（村山修一君） 日程第16 発議第4号地域医療存続のための医師確保に関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

鹿又政義君。

○6番（鹿又政義君） 発議第4号地域医療存続のための医師確保に関する意見書。

上記の議案を、会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成23年3月9日提出。

羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議員鹿又政義。

賛成者、羅臼町議会議員小野哲也、同、坂本志郎、同、高島譲二。

地域医療存続のための意志確保に関する意見書。

医師不足の現状は、抜本的解決がなされないまま深刻な社会問題となっており、閉鎖に追い込まれる診療科や病院のみならず、地域医療が崩壊する危機的状況も生じている。平成16年に始まった新医師臨床研修制度により、医師の地域偏在が進み、地方で勤務する医師の不足が深刻な状況になっており、医師不足から来る過酷な勤務状況であるとともに、出張医勤務に多額な費用を要して病院経営が非常に困難な状況にあることから、早急な解消対策が求められている。住民の安全と安心を確保するため、救急医療を初めとする地域医療体制の整備に当たり、何よりもまず安定した医師の確保が必要である。

以上のことから、地方の医師不足と医師の偏在を解消し、安心できる地域医療体制が存

続できるよう、下記の施策を国において緊急に講ぜられることを求める。

記。

医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るために、医師臨床研修において医師の技術習得はもとより「医は仁術」という医療の基本を習得することを期し、医師不足地域での数年の勤務義務など、医師派遣体制を構築する法的措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成23年3月9日。

北海道羅臼町議会議長村山修一。

よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第16 発議第4号地域医療存続のための医師確保に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、政府、関係機関に送付することに決定しました。

---

### ◎日程第17 各委員会閉会中の所管事務調査の件

---

○議長（村山修一君） 日程第17 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から、委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

---

## ◎閉会宣告

---

○議長（村山修一君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

会議を閉じます。

---

## ◎町長あいさつ

---

○議長（村山修一君） 閉会前に、町長からごあいさつがございます。

○町長（脇 紀美夫君） お許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

まず、今定例会に上程されました議案につきまして、全議案、議決いただきましたことにつきまして、まずもって御礼を申し上げます。

議員皆様、そして、私にとりまして、任期満了前、最後の定例会でありますので、一言ごあいさつを申し上げます。

私自身、まちを愛する町民皆様の熱い思いに支えられ、また、議員各位の御理解と御指導をいただきながら走り続けた4年間でありました。特に、計画的な町政運営の中にありまして、病院運営の危機的な状況と会計制度の改正に伴う連結決算による財政運営につきましても、財政再生団体転落という最悪の状況を克服しなければならないという行財政環境でありました。

残る任期1カ月半という現在、診療所については、指定管理者制度導入による公設民営の道筋をつけることができました。また、財政運営につきましては、一般会計における財政運用資金面では、4年前の財政調整基金2億7,000万円を22年度末見込みで4億8,000万円というところまで回復することができましたが、今後の文教施設等のことを考えたときに、厳しい財政環境は続くものと思われまます。

4年間、このようなことから、病院問題、そして、財政健全化という特殊な政治行政課題に取り組んだことから、産業振興、あるいは活性化という分野において、地域特性と資源を生かした事業展開が思うように実践できなかったことを、自分なりに総括、検証しております。

今回の議会で職員の人件費問題が大きく議論されましたが、御理解をいただきましたので、残された任期の中で、町民が安心して暮らし、元気で働き、頑張れるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。我がまちには、多種多様な国内外に誇れる有形無形の宝物、資源があります。この宝を磨くことによって将来に展望が開けるものと思っております。

この場においで議員皆様には、来る町議会議員選挙に出馬することも含め、町政の発展と町民のために御活躍と御健闘あらんことを念じまして、ごあいさつとさせていただきます。

ます。

ありがとうございました。（拍手）

---

### ◎議長あいさつ

---

○議長（村山修一君） 任期最後の定例会閉会に当たり、議長として一言ごあいさつを申し上げます。

平成19年5月、議員各位の御推挙により、議長という要職に就任をさせていただいて以来約4年間、今日まで微力ではございましたが、大過なく、その職責を努めさせていただきました。これもひとえに、先輩、同僚議員の御支援、御協力のおかげと、衷心より感謝を申し上げる次第でございます。

さらには、町長さんを初めとする町理事者、並びに職員の皆様には議会に対し、さまざま御指導、そして御配慮をいただき、まことにありがとうございました。皆様には、これからも御健勝で、まちづくりに御尽力を賜りたくお願い申し上げます。

結びに当たり、議会事務局の御労苦に心からお礼を申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

---

### ◎閉会宣告

---

○議長（村山修一君） これをもちまして、平成23年第1回羅臼町議会定例会を閉会します。

長時間、熱心に御審議をいただきましてありがとうございました。

午後 3時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員